

平成28年度～32年度

八代市過疎地域自立促進計画

熊本県 八代市

目 次

| | |
|------------------------------------|------|
| 第 1 基本的な事項 | 1 |
| 1 市の概要 | (1) |
| 2 人口及び産業の推移と動向 | (2) |
| 3 行財政の状況 | (6) |
| 4 地域の自立促進の基本方針 | (9) |
| 5 計画期間 | (10) |
| 第 2 産業の振興 | 11 |
| 1 農 業 | (11) |
| 2 林 業 | (12) |
| 3 水 産 業 | (13) |
| 4 商 業 | (13) |
| 5 工 業 | (14) |
| 6 観 光 | (14) |
| 第 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | 18 |
| 1 交通通信 | (18) |
| 2 地域間交流の促進 | (20) |
| 第 4 生活環境の整備 | 27 |
| 1 上水道・生活排水処理 | (27) |
| 2 ごみ・し尿処理 | (27) |
| 3 防 災 | (28) |
| 第 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 31 |
| 1 高齢者福祉 | (31) |
| 2 障がい者福祉 | (31) |
| 3 児童福祉 | (32) |
| 4 母子・父子福祉、生活保護 | (32) |
| 第 6 医療の確保 | 34 |
| 第 7 教育の振興 | 36 |
| 1 学校教育 | (36) |
| 2 社会教育 | (37) |
| 3 スポーツ・レクリエーション | (37) |
| 第 8 地域文化の振興等 | 40 |
| 第 9 集落の整備 | 41 |
| 第 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項 | 42 |

第1 基本的な事項

1 市の概要

平成17年8月1日、八代市と八代郡内の坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村の1市2町3村の合併により、人口約14万人の新「八代市」が誕生しました。

本市は、熊本市の南約40kmに位置し、東西50km、南北25km、面積681.4k㎡(68,136ha)の面積を有し、西は八代海に臨み、北は上益城郡、下益城郡、東は宮崎県東臼杵郡、南は球磨郡及び葦北郡に接しています。市域は日奈久断層崖により西の八代平野と東の山地に区分され、球磨川・氷川の両水系に形成された全面積の約30%が平坦地、70%が山間地から成り立っています。

年平均気温17.2℃と比較的温暖で、年間降水量は1,800mm～2,000mmと豊富な雨量に恵まれており、山間部の年間降雨量は2,000mm以上となっています。

また、本市は球磨川・氷川によって育まれた豊かな土地や、豊富で良質な水資源と扇状地及び三角州を中心とした沖積平野と、永年にわたる干拓事業により形成された平野を持ち、全国有数の農業地域、県下有数の工業都市です。さらには南九州の交通の結節点として地域発展のあらゆる立地条件に恵まれた環境にあり、自然と調和のとれた潤いのある地域です。山地の東部は泉町の国見岳(1,739m)を最高峰として九州山地の脊梁地帯を形成し、西に低く、谷は狭く深くっており落人伝説が語り継がれる秘境、五家荘地域を有するなど歴史と自然豊かな地域です。

過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」)で公示された旧市町村(以下本市では「一部過疎地域」)においては、本市東部の山間地に位置し、合併前の旧坂本村、旧東陽村、旧泉村がその対象地域となります。

当該地域は八代市の約70%の面積を占めるにも関わらず、林野率は91%にのぼり、人口は市全体のわずか7%程度、地域内の高齢化率は平成22年国勢調査時点において42.6%となっています。

一部過疎地域の人口についてみると、平成22年の人口は9,017人であり、昭和35年からは実に70.6%もの減少となっており、八代市全体での同年次での減少率19.7%と比較しても、一部過疎地域での過疎化が著しく進行していることが伺えます。

このようなことから、一部過疎地域では昭和45年の過疎地域対策緊急措置法施行以来、各村において振興方針等に基づき、各種計画を策定し産業の振興・生活環境の整備のほか、交通通信体系の整備などの各事業を進めてきました。また、合併後の八代市でも、それぞれの地域の特性に即した施策を計画的に策定し、継続した過疎対策を推進してきたところです。

しかしながら、依然として一部過疎地域の高齢化や人口流出に歯止めをかけるには至っておらず、今後もより一層の過疎対策の推進が求められています。

2 人口及び産業の推移と動向

八代市の人口は昭和 35 年以降大幅な減少を続け、昭和 55 年以降は一貫して減少傾向にあります。

特に一部過疎地域に限ってみると、人口は昭和 35 年以降一貫して減少し続けており、各年の減少率からみても、減少傾向は市全体よりも顕著に表れていることがうかがえます。

一部過疎地域の年齢階層別人口では、年少人口（15 歳未満）の総人口に占める割合が平成 17 年度の 10%から平成 22 年には 8.3%に減少。生産年齢人口（15 から 64 歳）についても同様に 50.8%から 49.1%に減少しています。一方、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は平成 17 年の 39.3%から平成 22 年には 42.6%に増加しています。これらのことから今後も少子高齢化が進展していくことが予想されます。

また、世帯数においても八代市全体では平成 17 年の 46,983 世帯から平成 22 年には 47,458 世帯に増加し、逆に 1 世帯当たり人員は 2.91 人から 2.79 人に減少し、今後も核家族化が進行すると予測されます。少子高齢化と核家族化の進展により独居老人の増加が懸念され、一部過疎地域についても、今後もこの傾向がより顕著に表れるものと推測されます。

産業別就業人口については、第 1 次産業の就業人口比率は以前から減少傾向で推移しており、平成 1 2 年までは増加傾向にあった第 2 次産業の就業人口比率は、その後、減少傾向に転じています。一方、第 3 次産業の就業人口比率の伸びは著しいものがあり、今後この傾向は続くことが予想されます。また就業者数についても減少傾向にあり、平成 22 年の全就業者数は 59,261 人で、平成 17 年度からは 8.9%減少しています。

一部過疎地域においても、産業別就業人口の推移についてはおおむね市全体の傾向と一致していますが、就業者数の減少の幅は市全体よりも大きく、平成 22 年の全就業者数が 3,756 人、平成 17 年からは 16.5%減少しています。

産業別就業人口の推移からも、今後一部過疎地域内では就業者の減少傾向は続くことが予想されることから、地域内においては就労者の若返りや後継者不足の解消、地域内雇用の確保等を積極的に推進していく必要があります。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

八代市全体

| 区分 | 昭和35年 | | | 昭和40年 | | | 昭和45年 | | | 昭和50年 | | | 昭和55年 | | | 昭和60年 | | | 平成2年 | | | 平成7年 | | | 平成12年 | | | 平成17年 | | | 平成22年 | | |
|--------------|---------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|------|-----|----|-------|----|-----|-------|-----|----|-------|--|--|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | | |
| 総数 | 164,685 | 156,277 | -5.1 | 149,647 | -4.2 | 147,715 | -1.3 | 150,389 | 1.8 | 149,421 | -0.6 | 145,959 | -2.3 | 143,712 | -1.5 | 140,655 | -2.1 | 136,886 | -2.7 | 132,266 | -3.4 | | | | | | | | | | | | |
| 0歳～14歳 | 57,335 | 47,813 | -16.6 | 39,751 | -16.9 | 35,715 | -10.2 | 34,065 | -4.6 | 31,849 | -6.5 | 28,131 | -11.7 | 24,496 | -12.9 | 21,347 | -12.9 | 18,876 | -11.6 | 16,842 | -10.8 | | | | | | | | | | | | |
| 15歳～64歳 | 97,529 | 97,478 | -0.1 | 97,582 | 0.1 | 97,792 | 0.2 | 100,211 | 2.5 | 98,853 | -1.4 | 95,834 | -3.1 | 92,386 | -3.6 | 87,621 | -5.2 | 82,622 | -5.7 | 76,585 | -7.3 | | | | | | | | | | | | |
| うち15歳～29歳(a) | 41,036 | 37,182 | -9.4 | 34,720 | -6.6 | 32,919 | -5.2 | 31,118 | -5.5 | 27,065 | -13.0 | 24,832 | -8.3 | 24,346 | -2.0 | 23,035 | -5.4 | 20,629 | -10.4 | 17,814 | -13.6 | | | | | | | | | | | | |
| 65歳以上(b) | 9,821 | 10,986 | 11.9 | 12,314 | 12.1 | 14,208 | 15.4 | 16,101 | 13.3 | 18,699 | 16.1 | 21,870 | 17.0 | 26,677 | 22.0 | 31,606 | 18.5 | 35,137 | 11.2 | 37,378 | 6.4 | | | | | | | | | | | | |
| (a)/総数若年者比率 | 24.9% | 23.8% | - | 23.2% | - | 22.3% | - | 20.7% | - | 18.1% | - | 17.0% | - | 16.9% | - | 16.4% | - | 15.1% | - | 13.5% | - | | | | | | | | | | | | |
| (b)/総数高齢者比率 | 6.0% | 7.0% | - | 8.2% | - | 9.6% | - | 10.7% | - | 12.5% | - | 15.0% | - | 18.6% | - | 22.5% | - | 25.7% | - | 28.3% | - | | | | | | | | | | | | |

一部過疎地域

| 区分 | 昭和35年 | | | 昭和40年 | | | 昭和45年 | | | 昭和50年 | | | 昭和55年 | | | 昭和60年 | | | 平成2年 | | | 平成7年 | | | 平成12年 | | | 平成17年 | | | 平成22年 | | |
|--------------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|------|-----|----|-------|----|-----|-------|-----|----|-------|--|--|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | | |
| 総数 | 30,625 | 25,382 | -17.1 | 20,875 | -17.8 | 18,001 | -13.8 | 16,349 | -9.2 | 15,229 | -6.9 | 13,386 | -12.1 | 12,375 | -7.6 | 11,351 | -8.3 | 10,333 | -9 | 9,017 | -12.7 | | | | | | | | | | | | |
| 0歳～14歳 | 11,600 | 8,861 | -23.6 | 5,946 | -32.9 | 3,974 | -33.2 | 3,097 | -22.1 | 2,501 | -19.2 | 2,084 | -16.7 | 1,684 | -19.2 | 1,307 | -22.4 | 1,029 | -21.3 | 751 | -27 | | | | | | | | | | | | |
| 15歳～64歳 | 16,843 | 14,275 | -15.2 | 12,711 | -11.0 | 11,716 | -7.8 | 10,891 | -7.0 | 10,045 | -7.8 | 8,316 | -17.2 | 7,206 | -13.3 | 6,209 | -13.8 | 5,245 | -15.5 | 4,425 | -15.6 | | | | | | | | | | | | |
| うち15歳～29歳(a) | 6,656 | 4,732 | -28.9 | 3,957 | -16.4 | 3,646 | -7.9 | 3,217 | -11.8 | 2,498 | -22.4 | 1,729 | -30.8 | 1,419 | -17.9 | 1,312 | -7.5 | 1,149 | -12.4 | 865 | -24.7 | | | | | | | | | | | | |
| 65歳以上(b) | 2,182 | 2,246 | 2.9 | 2,218 | -1.2 | 2,311 | 4.2 | 2,361 | 2.2 | 2,683 | 13.6 | 2,986 | 11.3 | 3,485 | 16.7 | 3,835 | 10.0 | 4,058 | 5.8 | 3,840 | -5.4 | | | | | | | | | | | | |
| (a)/総数若年者比率 | 21.7% | 18.6% | - | 19.0% | - | 20.3% | - | 19.7% | - | 16.4% | - | 12.9% | - | 11.5% | - | 11.6% | - | 11.1% | - | 9.6% | - | | | | | | | | | | | | |
| (b)/総数高齢者比率 | 7.1% | 8.8% | - | 10.6% | - | 12.8% | - | 14.4% | - | 17.6% | - | 22.3% | - | 28.2% | - | 33.8% | - | 39.3% | - | 42.6% | - | | | | | | | | | | | | |

旧坂本村

| 区分 | 昭和35年 | | | 昭和40年 | | | 昭和45年 | | | 昭和50年 | | | 昭和55年 | | | 昭和60年 | | | 平成2年 | | | 平成7年 | | | 平成12年 | | | 平成17年 | | | 平成22年 | | |
|--------------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-----|----|-------|----|-----|-------|-----|----|-------|--|--|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | | |
| 総数 | 18,034 | 14,728 | -18.3 | 12,037 | -18.3 | 10,308 | -14.4 | 9,239 | -10.4 | 8,552 | -7.4 | 7,137 | -16.5 | 6,502 | -8.9 | 5,771 | -11.2 | 5,208 | -9.8 | 4,414 | -15.2 | | | | | | | | | | | | |
| 0歳～14歳 | 6,696 | 4,994 | -25.4 | 3,310 | -33.7 | 2,202 | -33.5 | 1,605 | -27.1 | 1,323 | -17.6 | 1,044 | -21.1 | 832 | -20.3 | 629 | -24.4 | 450 | -28.5 | 289 | -35.8 | | | | | | | | | | | | |
| 15歳～64歳 | 10,085 | 8,428 | -16.4 | 7,454 | -11.6 | 6,840 | -8.2 | 6,265 | -8.4 | 5,716 | -8.8 | 4,400 | -23.0 | 3,716 | -15.5 | 3,013 | -18.9 | 2,522 | -16.3 | 2,087 | -17.2 | | | | | | | | | | | | |
| うち15歳～29歳(a) | 4,073 | 2,866 | -29.6 | 2,431 | -15.2 | 2,196 | -9.7 | 1,875 | -14.6 | 1,435 | -23.5 | 897 | -37.5 | 720 | -19.7 | 617 | -14.3 | 584 | -5.3 | 411 | -29.6 | | | | | | | | | | | | |
| 65歳以上(b) | 1,253 | 1,306 | 4.2 | 1,273 | -2.5 | 1,266 | -0.5 | 1,369 | 8.1 | 1,513 | 10.5 | 1,693 | 11.9 | 1,954 | 15.4 | 2,129 | 9.0 | 2,235 | 5.0 | 2,038 | -8.8 | | | | | | | | | | | | |
| (a)/総数若年者比率 | 22.6% | 19.5% | - | 20.2% | - | 21.3% | - | 20.3% | - | 16.8% | - | 12.6% | - | 11.1% | - | 10.7% | - | 11.2% | - | 9.3% | - | | | | | | | | | | | | |
| (b)/総数高齢者比率 | 6.9% | 8.9% | - | 10.6% | - | 12.3% | - | 14.8% | - | 17.7% | - | 23.7% | - | 30.1% | - | 36.9% | - | 42.9% | - | 46.2% | - | | | | | | | | | | | | |

旧東陽村

| 区分 | 昭和35年 | | | 昭和40年 | | | 昭和45年 | | | 昭和50年 | | | 昭和55年 | | | 昭和60年 | | | 平成2年 | | | 平成7年 | | | 平成12年 | | | 平成17年 | | | 平成22年 | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-----|----|-------|----|-----|-------|-----|----|-------|--|--|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | | |
| 総数 | 5,310 | 4,633 | -12.7 | 3,934 | -15.1 | 3,493 | -11.2 | 3,307 | -5.3 | 3,211 | -2.9 | 3,062 | -4.6 | 2,921 | -4.6 | 2,805 | -4.0 | 2,659 | -5.2 | 2,436 | -8.4 | | | | | | | | | | | | |
| 0歳～14歳 | 2,059 | 1,677 | -18.6 | 1,171 | -30.2 | 799 | -31.8 | 610 | -23.7 | 576 | -5.6 | 527 | -8.5 | 457 | -13.3 | 365 | -20.1 | 309 | -15.3 | 254 | -17.8 | | | | | | | | | | | | |
| 15歳～64歳 | 2,873 | 2,569 | -10.6 | 2,360 | -8.1 | 2,230 | -5.5 | 2,210 | -0.9 | 2,094 | -5.2 | 1,935 | -7.6 | 1,757 | -9.2 | 1,604 | -8.7 | 1,433 | -10.7 | 1,263 | -11.9 | | | | | | | | | | | | |
| うち15歳～29歳(a) | 1,095 | 843 | -23.0 | 727 | -13.8 | 697 | -4.1 | 711 | 2.0 | 590 | -17 | 457 | -22.5 | 387 | -15.3 | 378 | -2.3 | 318 | -15.9 | 251 | -21.1 | | | | | | | | | | | | |
| 65歳以上(b) | 378 | 387 | 2.4 | 403 | 4.1 | 464 | 15.1 | 487 | 5.0 | 541 | 11.1 | 600 | 10.9 | 707 | 17.8 | 836 | 18.2 | 917 | 9.7 | 919 | 0.2 | | | | | | | | | | | | |
| (a)/総数若年者比率 | 20.6% | 18.2% | - | 18.5% | - | 20.0% | - | 21.5% | - | 18.4% | - | 14.9% | - | 13.2% | - | 13.5% | - | 12.0% | - | 10.3% | - | | | | | | | | | | | | |
| (b)/総数高齢者比率 | 7.1% | 8.4% | - | 10.2% | - | 13.3% | - | 14.7% | - | 16.8% | - | 19.6% | - | 24.2% | - | 29.8% | - | 34.5% | - | 37.7% | - | | | | | | | | | | | | |

旧泉村

| 区分 | 昭和35年 | | | 昭和40年 | | | 昭和45年 | | | 昭和50年 | | | 昭和55年 | | | 昭和60年 | | | 平成2年 | | | 平成7年 | | | 平成12年 | | | 平成17年 | | | 平成22年 | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-----|----|-------|----|-----|-------|-----|----|-------|--|--|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | | |
| 総数 | 7,281 | 6,021 | -17.3 | 4,904 | -18.6 | 4,200 | -14.4 | 3,803 | -9.5 | 3,466 | -8.9 | 3,187 | -8.0 | 2,952 | -7.4 | 2,775 | -6.0 | 2,466 | -11.1 | 2,167 | -12.1 | | | | | | | | | | | | |
| 0歳～14歳 | 2,845 | 2,190 | -23.0 | 1,465 | -33.1 | 973 | -33.6 | 882 | -9.4 | 602 | -31.7 | 513 | -14.8 | 395 | -23 | 313 | -20.8 | 270 | -13.7 | 208 | -23 | | | | | | | | | | | | |
| 15歳～64歳 | 3,885 | 3,278 | -15.6 | 2,897 | -11.6 | 2,646 | -8.7 | 2,416 | -8.7 | 2,235 | -7.5 | 1,981 | -11.4 | 1,733 | -12.5 | 1,592 | -8.1 | 1,290 | -19.0 | 1,075 | -16.7 | | | | | | | | | | | | |
| うち15歳～29歳(a) | 1,488 | 1,023 | -31.2 | 799 | -21.9 | 753 | -5.8 | 631 | -16.2 | 473 | -25 | 375 | -20.7 | 312 | -16.8 | 317 | 1.6 | 247 | -22.1 | 203 | -17.8 | | | | | | | | | | | | |
| 65歳以上(b) | 551 | 553 | 0.4 | 542 | -2.0 | 581 | 7.2 | 505 | -13.1 | 629 | 24.6 | 693 | 10.2 | 824 | 18.9 | 870 | 5.6 | 906 | 4.1 | 883 | -2.5 | | | | | | | | | | | | |
| (a)/総数若年者比率 | 20.4% | 17.0% | - | 16.3% | - | 17.9% | - | 16.6% | - | 13.6% | - | 11.8% | - | 10.6% | - | 11.4% | - | 10.0% | - | 9.4% | - | | | | | | | | | | | | |
| (b)/総数高齢者比率 | 7.6% | 9.2% | - | 11.1% | - | 13.8% | - | 13.3% | - | 18.1% | - | 21.7% | - | 27.9% | - | 31.4% | - | 36.7% | - | 40.7% | - | | | | | | | | | | | | |

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

| 区分 | 平成12年3月31日 | | | 平成17年3月31日 | | | 平成22年3月31日 | | | 平成26年3月31日 | | | 平成27年3月31日 | | |
|------------------------|------------|------|------|------------|------|------|------------|------|------|------------|------|------|------------|------|------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 (H26年以降は外国人住民除く) | 143,319 | - | -2.6 | 139,585 | - | -2.6 | 134,447 | - | -3.7 | 130,566 | - | -2.9 | 129,511 | - | -0.8 |
| 男 (H26年以降は外国人住民除く) | 67,375 | 47.0 | -2.8 | 65,461 | 46.9 | -2.8 | 62,858 | 46.8 | -4.0 | 61,188 | 46.9 | -2.7 | 60,658 | 46.8 | -0.9 |
| 女 (H26年以降は外国人住民除く) | 75,944 | 53.0 | -2.4 | 74,124 | 53.1 | -2.4 | 71,589 | 53.2 | -3.4 | 69,378 | 53.1 | -3.1 | 68,853 | 53.2 | -0.8 |
| 参考 男 (外国人住民) | | | | | | | | | | 198 | 0.2 | - | 223 | 0.2 | 12.6 |
| 参考 女 (外国人住民) | | | | | | | | | | 1,033 | 0.8 | - | 1,177 | 0.9 | 13.9 |

八代市全体

| 区分 | 平成12年3月31日 | | | 平成17年3月31日 | | | 平成22年3月31日 | | | 平成26年3月31日 | | | 平成27年3月31日 | | |
|------------------------|------------|------|------|------------|------|------|------------|------|-------|------------|------|-------|------------|------|-------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 (H26年以降は外国人住民除く) | 11,939 | - | -7.2 | 11,075 | - | -7.2 | 9,764 | - | -11.8 | 8,748 | - | -10.4 | 8,460 | - | -3.3 |
| 男 (H26年以降は外国人住民除く) | 5,589 | 46.8 | -8 | 5,144 | 46.4 | -8 | 4,531 | 46.4 | -11.9 | 4,061 | 46.4 | -10.4 | 3,920 | 46.3 | -3.5 |
| 女 (H26年以降は外国人住民除く) | 6,350 | 53.2 | -6.6 | 5,931 | 53.6 | -6.6 | 5,233 | 53.6 | -11.8 | 4,687 | 53.6 | -10.4 | 4,540 | 53.7 | -3.1 |
| 参考 男 (外国人住民) | | | | | | | | | | 1 | 0 | - | 1 | 0 | 0.0 |
| 参考 女 (外国人住民) | | | | | | | | | | 10 | 0.1 | - | 9 | 0.1 | -10.0 |

一部過疎地域

| 区分 | 平成12年3月31日 | | | 平成17年3月31日 | | | 平成22年3月31日 | | | 平成26年3月31日 | | | 平成27年3月31日 | | |
|------------------------|------------|------|------|------------|------|------|------------|------|------|------------|------|------|------------|------|------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 (H26年以降は外国人住民除く) | 2,887 | - | -2.9 | 2,804 | - | -2.9 | 2,572 | - | -8.3 | 2,396 | - | -6.8 | 2,314 | - | -3.4 |
| 男 (H26年以降は外国人住民除く) | 1,348 | 46.7 | -2.9 | 1,309 | 46.7 | -2.9 | 1,214 | 47.2 | -7.3 | 1,137 | 47.5 | -6.3 | 1,097 | 47.4 | -3.5 |
| 女 (H26年以降は外国人住民除く) | 1,539 | 53.3 | -2.9 | 1,495 | 53.3 | -2.9 | 1,358 | 52.8 | -9.2 | 1,259 | 52.5 | -7.3 | 1,217 | 52.6 | -3.3 |
| 参考 男 (外国人住民) | | | | | | | | | | 1 | 0 | - | 1 | 0 | 0.0 |
| 参考 女 (外国人住民) | | | | | | | | | | 3 | 0.1 | - | 3 | 0.1 | 0.0 |

旧東陽村

| 区分 | 平成12年3月31日 | | | 平成17年3月31日 | | | 平成22年3月31日 | | | 平成26年3月31日 | | | 平成27年3月31日 | | |
|------------------------|------------|------|-------|------------|------|-------|------------|------|-------|------------|------|-------|------------|------|------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 (H26年以降は外国人住民除く) | 6,184 | - | -9.7 | 5,584 | - | -9.7 | 4,820 | - | -13.7 | 4,224 | - | -12.4 | 4,081 | - | -3.4 |
| 男 (H26年以降は外国人住民除く) | 2,863 | 46.3 | -10.5 | 2,562 | 45.9 | -10.5 | 2,178 | 45.2 | -15.0 | 1,893 | 44.8 | -13.1 | 1,823 | 44.7 | -3.7 |
| 女 (H26年以降は外国人住民除く) | 3,321 | 53.7 | -9 | 3,022 | 54.1 | -9 | 2,642 | 54.8 | -12.6 | 2,331 | 55.2 | -11.8 | 2,258 | 55.3 | -3.1 |
| 参考 男 (外国人住民) | | | | | | | | | | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - |
| 参考 女 (外国人住民) | | | | | | | | | | 3 | 0.1 | - | 3 | 0.1 | 0.0 |

旧坂本村

| 区分 | 平成12年3月31日 | | | 平成17年3月31日 | | | 平成22年3月31日 | | | 平成26年3月31日 | | | 平成27年3月31日 | | |
|------------------------|------------|-----|------|------------|------|------|------------|-----|-------|------------|------|-------|------------|------|-------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 (H26年以降は外国人住民除く) | 2,868 | - | -6.3 | 2,687 | - | -6.3 | 2,372 | - | -11.7 | 2,128 | - | -10.3 | 2,065 | - | -3.0 |
| 男 (H26年以降は外国人住民除く) | 1,378 | 48 | -7.6 | 1,273 | 47.4 | -7.6 | 1,139 | 48 | -10.5 | 1,031 | 48.4 | -9.5 | 1,000 | 48.4 | -3.0 |
| 女 (H26年以降は外国人住民除く) | 1,490 | 52 | -5.1 | 1,414 | 52.6 | -5.1 | 1,233 | 52 | -12.8 | 1,097 | 51.6 | -11.0 | 1,065 | 51.6 | -2.9 |
| 参考 男 (外国人住民) | | | | | | | | | | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - |
| 参考 女 (外国人住民) | | | | | | | | | | 4 | 0.2 | - | 3 | 0.1 | -25.0 |

旧泉村

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

| 区 分 | 昭和35年 | | | 昭和40年 | | | 昭和45年 | | | 昭和50年 | | | 昭和55年 | | | 昭和60年 | | | 平成2年 | | | 平成7年 | | | 平成12年 | | | 平成17年 | | | 平成22年 | | |
|-----------------|--------|--------|------|--------|-----|--------|-------|--------|-----|--------|------|--------|-------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|------|-----|----|-------|----|-----|-------|-----|----|-------|--|--|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | | |
| 総数 | 67,778 | 66,606 | -1.7 | 70,227 | 5.4 | 68,683 | -2.2 | 72,252 | 5.2 | 70,985 | -1.8 | 70,569 | -0.6 | 70,523 | -0.1 | 67,649 | -4.1 | 65,043 | -3.9 | 59,261 | -8.9 | | | | | | | | | | | | |
| 第一次産業 就業人口比率 | 42.9 | 36.8 | - | 32.4 | - | 25.8 | - | 23.1 | - | 23.8 | - | 20.9 | - | 18.3 | - | 15.1 | - | 14.5 | - | 14.2 | - | | | | | | | | | | | | |
| 第二次産業 就業人口比率 | 20.0 | 22.6 | - | 23.4 | - | 25.9 | - | 26.4 | - | 25.0 | - | 26.7 | - | 26.7 | - | 27.0 | - | 24.7 | - | 23.0 | - | | | | | | | | | | | | |
| 第三次産業 就業人口比率 | 37.2 | 40.6 | - | 44.0 | - | 47.7 | - | 50.4 | - | 51.1 | - | 52.4 | - | 54.9 | - | 57.6 | - | 60.2 | - | 62.7 | - | | | | | | | | | | | | |

| 区 分 | 昭和35年 | | | 昭和40年 | | | 昭和45年 | | | 昭和50年 | | | 昭和55年 | | | 昭和60年 | | | 平成2年 | | | 平成7年 | | | 平成12年 | | | 平成17年 | | | 平成22年 | | |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-----|----|-------|----|-----|-------|-----|----|-------|--|--|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | | |
| 総数 | 12,418 | 9,957 | -19.8 | 9,137 | -8.2 | 8,126 | -11.1 | 8,017 | -1.3 | 7,613 | -5 | 6,467 | -15.1 | 5,751 | -11.1 | 5,047 | -12.2 | 4,498 | -10.9 | 3,756 | -25.6 | | | | | | | | | | | | |
| 第一次産業 就業人口比率 | 58.4 | 55.0 | - | 52.2 | - | 41.5 | - | 35.1 | - | 30.7 | - | 27.2 | - | 23.4 | - | 18.7 | - | 20.7 | - | 21.7 | - | | | | | | | | | | | | |
| 第二次産業 就業人口比率 | 18.3 | 18.9 | - | 20.9 | - | 27.1 | - | 31.8 | - | 37.3 | - | 36.2 | - | 36.8 | - | 38.1 | - | 29.1 | - | 27.3 | - | | | | | | | | | | | | |
| 第三次産業 就業人口比率 | 23.2 | 26.1 | - | 26.8 | - | 31.3 | - | 33.0 | - | 31.9 | - | 36.6 | - | 39.7 | - | 43.2 | - | 50.1 | - | 51.0 | - | | | | | | | | | | | | |

| 区 分 | 昭和35年 | | | 昭和40年 | | | 昭和45年 | | | 昭和50年 | | | 昭和55年 | | | 昭和60年 | | | 平成2年 | | | 平成7年 | | | 平成12年 | | | 平成17年 | | | 平成22年 | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-----|----|-------|----|-----|-------|-----|----|-------|--|--|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | | |
| 総数 | 6,819 | 5,442 | -20.2 | 4,975 | -8.6 | 4,329 | -13 | 4,226 | -2.4 | 4,094 | -3.1 | 3,176 | -22.4 | 2,818 | -11.3 | 2,330 | -17.3 | 2,007 | -13.9 | 1,619 | -19.3 | | | | | | | | | | | | |
| 第一次産業 就業人口比率 | 46.2 | 42.0 | - | 40.8 | - | 29.2 | - | 23.7 | - | 21.6 | - | 18.2 | - | 14.7 | - | 10.1 | - | 12.2 | - | 11.2 | - | | | | | | | | | | | | |
| 第二次産業 就業人口比率 | 24.4 | 25.1 | - | 27.9 | - | 33.6 | - | 36.6 | - | 44.3 | - | 40.7 | - | 42.6 | - | 43.8 | - | 31.0 | - | 30.4 | - | | | | | | | | | | | | |
| 第三次産業 就業人口比率 | 29.4 | 32.9 | - | 31.2 | - | 37.3 | - | 39.7 | - | 34.1 | - | 41.1 | - | 42.7 | - | 46.1 | - | 56.8 | - | 58.4 | - | | | | | | | | | | | | |

| 区 分 | 昭和35年 | | | 昭和40年 | | | 昭和45年 | | | 昭和50年 | | | 昭和55年 | | | 昭和60年 | | | 平成2年 | | | 平成7年 | | | 平成12年 | | | 平成17年 | | | 平成22年 | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-----|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-------|------|-----|----|-------|----|-----|-------|-----|----|-------|--|--|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | | |
| 総数 | 2,509 | 1,994 | -20.5 | 1,900 | -4.7 | 1,758 | -7.5 | 1,785 | 1.5 | 1,687 | -5.5 | 1,624 | -3.7 | 1,507 | -7.2 | 1,436 | -4.7 | 1,383 | -3.7 | 1,216 | -12.1 | | | | | | | | | | | | |
| 第一次産業 就業人口比率 | 78.8 | 74.6 | - | 67.2 | - | 59.0 | - | 52.8 | - | 47.6 | - | 44.6 | - | 39.8 | - | 35.4 | - | 34.6 | - | 36.4 | - | | | | | | | | | | | | |
| 第二次産業 就業人口比率 | 8.6 | 8.6 | - | 11.2 | - | 16.6 | - | 22.7 | - | 26.9 | - | 27.4 | - | 28.3 | - | 28.0 | - | 24.8 | - | 20.8 | - | | | | | | | | | | | | |
| 第三次産業 就業人口比率 | 12.6 | 16.8 | - | 21.6 | - | 24.4 | - | 24.5 | - | 25.5 | - | 28.0 | - | 31.9 | - | 36.6 | - | 40.5 | - | 42.7 | - | | | | | | | | | | | | |

| 区 分 | 昭和35年 | | | 昭和40年 | | | 昭和45年 | | | 昭和50年 | | | 昭和55年 | | | 昭和60年 | | | 平成2年 | | | 平成7年 | | | 平成12年 | | | 平成17年 | | | 平成22年 | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|-----|----|-------|----|-----|-------|-----|----|-------|--|--|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | | |
| 総数 | 3,090 | 2,521 | -18.4 | 2,262 | -10.3 | 2,039 | -9.9 | 2,006 | -1.6 | 1,832 | -8.7 | 1,667 | -9 | 1,426 | -14.5 | 1,281 | -10.2 | 1,108 | -13.5 | 921 | -16.9 | | | | | | | | | | | | |
| 第一次産業 就業人口比率 | 69.0 | 67.6 | - | 64.5 | - | 52.4 | - | 43.5 | - | 35.6 | - | 27.6 | - | 23.2 | - | 15.8 | - | 18.8 | - | 20.5 | - | | | | | | | | | | | | |
| 第二次産業 就業人口比率 | 12.7 | 13.5 | - | 13.7 | - | 22.6 | - | 29.9 | - | 31.3 | - | 36.1 | - | 34.4 | - | 39.0 | - | 31.1 | - | 30.6 | - | | | | | | | | | | | | |
| 第三次産業 就業人口比率 | 18.3 | 18.9 | - | 21.8 | - | 25.0 | - | 26.6 | - | 33.1 | - | 36.3 | - | 42.4 | - | 45.2 | - | 50.0 | - | 48.9 | - | | | | | | | | | | | | |

3 市町村行財政の状況

(1) 行政状況

激しく変貌する社会経済情勢や住民生活における価値観の多様化などに伴って、行政に対する住民のニーズは複雑多岐になり、行政需要も増大しています。

今後、地方分権改革や人口減少・少子高齢化が進展するなか、行政改革の推進や地域の自立は必須であり、魅力あるまちづくりを目指し、長期的・総合的・計画的に実施していかねばなりません。

特に、これまでの市町村合併の流れや近年の地方創生の取組みの中では、進行する人口減少や少子高齢化、また多様化する住民ニーズへ対応した政策等の展開が益々必要となり、各地域に存在する公的資源はもとより地域の民間資源、地域の人材を最大限活用し、事業の委託、移管や整理統合を促進し、協働、共生による行政サービスの提供とともに広域的な観点にたった事業展開に努める必要があります。

(2) 財政状況

地域経済が依然として低迷し、企業業績の不振や個人所得の減少により税収が落ち込む中、高齢化率28%を超える本市は、進行する少子高齢化の影響を受け、扶助費の上昇に歯止めが利かない状況にあります。

また、前述の市町村合併に伴う普通交付税の算定替えが平成28年度から段階的に削減されることにより、一般財源の減少とそれによる経常収支比率の上昇が見込まれ、財政構造上の弾力性を失い硬直化がさらに進むことが懸念されています。

このようなことから、自主財源の確保を図ると同時に、安定した市民サービスの提供を維持するために事業の必要性、緊急性、優先度を考慮し、効率的・効果的な財政運営を行っていきます。

(3) 生活環境の整備状況

住民の生活圏が拡大を続けている一方で、少子高齢化、文化的生活の確保、価値観の多様化などを考慮すると、より広域的に地域と密着した生活基盤の充実が一層求められています。

市の平坦地域と一部過疎地域における人口や産業の集積、生活環境の整備状況などを比較すると、一部過疎地域においては、市道整備を中心に道路環境の整備など重点的に行ってきましたが未だ不十分です。また上水道、生活排水処理施設、情報通信施設、医療施設など生活の基本的部分でも依然大きな格差が残されている状況です。また、一部過疎地域内においても山間部や傾斜部に位置する集落など、地理的な条件により施設の整備状況には依然として差異がみられます。

今後も一部過疎地域においては様々な地域個性を活かしつつ生活基盤の整備を行うと共に、交通アクセスの網羅により住環境の整備に努め、市全域の均衡ある発展を図っていく必要があります。また、公共施設の老朽化や人口減少等による公共施設の利用需要の変化が見込まれるため、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、時代に即したまちづくりを行っていく必要があります。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

| 区 分 | ■旧坂本村 | | ■旧東陽村 | | ■旧泉村 | | ■八代市全体 | | |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| | 平成12年度 | 平成16年度 | 平成12年度 | 平成16年度 | 平成12年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成22年度 | 平成25年度 |
| 歳入総額 A | 3,897,906 | 5,613,329 | 1,935,864 | 2,694,292 | 3,739,282 | 4,522,902 | 59,457,723 | 55,507,349 | 59,280,551 |
| 一般財源 | 2,743,129 | 2,082,430 | 1,529,436 | 1,229,775 | 2,479,722 | 1,960,954 | 28,777,541 | 31,986,943 | 32,317,131 |
| 国庫支出金 | 158,265 | 306,587 | 75,783 | 164,817 | 191,611 | 170,137 | 6,036,564 | 8,653,448 | 8,971,984 |
| 県支出金 | 499,748 | 416,057 | 175,034 | 227,264 | 385,786 | 428,186 | 4,232,557 | 3,921,108 | 6,633,844 |
| 地方債 | 289,100 | 938,946 | 116,400 | 667,300 | 519,700 | 1,418,000 | 7,075,954 | 5,217,200 | 5,261,100 |
| うち過疎債 | 176,900 | 614,746 | 97,500 | 522,600 | 247,700 | 1,029,600 | 767,154 | 383,900 | 234,900 |
| その他 | 207,664 | 1,869,309 | 39,211 | 405,136 | 162,463 | 545,625 | 13,335,107 | 5,728,650 | 6,096,492 |
| 歳出総額 B | 3,811,784 | 5,308,385 | 2,133,806 | 2,575,100 | 3,685,644 | 4,461,285 | 57,042,993 | 53,708,289 | 57,409,680 |
| 義務的経費 | 1,434,088 | 1,382,799 | 877,108 | 913,578 | 1,444,498 | 1,477,669 | 25,608,632 | 26,889,898 | 27,836,048 |
| 投資的経費 | 1,040,952 | 2,439,009 | 291,885 | 822,262 | 1,244,232 | 1,818,310 | 11,568,574 | 8,399,005 | 10,216,523 |
| うち普通建設事業 | 906,281 | 2,333,452 | 264,658 | 802,673 | 1,148,087 | 1,654,723 | 11,196,813 | 8,276,232 | 10,066,437 |
| その他 | 1,336,744 | 1,486,577 | 964,813 | 839,260 | 996,914 | 1,165,306 | 19,865,787 | 18,419,386 | 19,357,109 |
| 過疎対策事業費 | 1,225,945 | 919,380 | 177,306 | 954,298 | 758,325 | 822,250 | 1,198,614 | 770,761 | 420,902 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 86,122 | 304,944 | -197,942 | 119,192 | 53,638 | 61,617 | 2,414,730 | 1,799,060 | 1,870,871 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 30,142 | 209,908 | 2,404 | 26,704 | 148 | 3,236 | 241,204 | 501,191 | 167,346 |
| 実質収支 C-D | 55,980 | 95,036 | -200,346 | 92,488 | 53,490 | 58,381 | 2,173,526 | 1,297,869 | 1,703,525 |
| 財政力指数 | 0.182 | 0.226 | 0.113 | 0.130 | 0.120 | 0.132 | 0.480 | 0.490 | 0.470 |
| 公債費負担比率 (%) | 14.7 | 12.5 | 17.6 | 18.9 | 29.0 | 30.4 | 14.8 | 17.4 | 17.5 |
| 実質公債費比率 (%) | - | 4.0 | - | 9.9 | | 15.6 | - | 16.0 | 14.4 |
| 起債制限比率 (%) | 6.6 | - | 8.3 | - | 14.2 | - | 10.4 | - | - |
| 経常収支比率 (%) | 73.5 | 87.0 | 86.1 | 95.3 | 83.8 | 98.5 | 96.5 | 85.6 | 89.5 |
| 将来負担比率 (%) | - | - | - | - | | - | - | 115.1 | 81.2 |
| 地方債現在高 | 2,793,650 | 4,113,751 | 2,222,302 | 3,241,723 | 5,270,020 | 5,632,073 | 65,332,146 | 64,870,616 | 61,540,760 |

※平成17年8月1日に、旧八代市、旧坂本村、旧千丁町、旧鏡村、旧東陽村、旧泉村の6市町村で合併しており、平成17年度以降は、新市全体の値を記載。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

■八代市

| 区 分 | | 昭和45年度末 | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 平成25年度末 |
|-----------------------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 市町 村道 | 改良率 (%) | 12.2 | 24.0 | 39.9 | 46.1 | 49.0 | 49.2 |
| | 舗装率 (%) | 15.7 | 51.6 | 80.8 | 85.2 | 86.6 | 86.1 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | | 46.9 | 24.1 | 17.7 | 18.1 | 18.3 | 18.3 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | | 15.7 | 24.5 | 38.7 | 46.4 | 18.9 | 17.2 |
| 水道普及率 (%) | | 44.5 | 43.1 | 45.3 | 48.1 | 50.4 | 50.5 |
| 水洗化率 (%) | | 0.0 | 23.0 | 49.1 | 76.4 | 74.8 | 77.7 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | | * | 0.4 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.7 |

*当該年度における調査項目なし

■一部過疎地域 (旧 3 村合算)

| 区 分 | | 昭和45年度末 | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成20年度末 | 平成20年度末 |
|-----------------------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 市町 村道 | 改良率 (%) | 2.0 | 8.7 | 24.6 | 33.4 | 36.6 | 37.8 |
| | 舗装率 (%) | 2.1 | 27.4 | 63.6 | 70.1 | 71.1 | 72.1 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | | 18.0 | 22.0 | 33.6 | 42.1 | 45.5 | 46.0 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | | 16.8 | 26.6 | 40.5 | 52.0 | 20.1 | 18.3 |
| 水道普及率 (%) | | 60.4 | 72.5 | 77.8 | 78.8 | 81.9 | 83.8 |
| 水洗化率 (%) | | 0.0 | 10.4 | 19.5 | 56.9 | 68.2 | 68.9 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | | * | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況については、本計画の作成要領に基づき、「公共施設状況調 (総務省自治財政局財務調査課) の記載要領に基づいて算出。

※「水洗化率」の算出については一部一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課) の記載要領に基づき算出。

※基準日はその年度の 3 月 3 1 日現在。

※農道延長及び林道延長は当該市町村管理分、管理外全て含む。農道及び林道を市町村道として認定しているものについては含まない。

■旧坂本村

■旧東陽村

■旧泉村

| 区 分 | | 昭和45年度末 | 昭和55年度末 | 平成 2 年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 平成25年度末 | 昭和45年度末 | 昭和55年度末 | 平成 2 年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 平成25年度末 | 昭和45年度末 | 昭和55年度末 | 平成 2 年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 平成25年度末 |
|-----------------------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|
| 市町 村道 | 改良率 (%) | 11.1 | 13.2 | 33.3 | 45.5 | 49.1 | 49.6 | 1.9 | 25.1 | 47.2 | 50.6 | 52.4 | 53.4 | 0.0 | 4.0 | 14.8 | 23.6 | 25.9 | 27.6 |
| | 舗装率 (%) | 6.4 | 53.8 | 95.1 | 97.2 | 95.6 | 95.4 | 8.8 | 44.5 | 78.7 | 84.4 | 83.6 | 85.6 | 0.2 | 15.1 | 47.7 | 54.8 | 55.1 | 56.9 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | | 0.0 | 0.0 | 22.6 | 29.9 | 23.4 | 23.5 | 13.4 | 39.3 | 41.6 | 51.2 | 52.6 | 52.6 | 73.1 | 34.4 | 41.4 | 49.5 | 23.4 | 23.5 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | | 25.5 | 15.4 | 23.2 | 29.2 | 10.9 | 10.7 | 16.1 | 13.1 | 16.2 | 16.5 | 16.7 | 13.8 | 13.3 | 75.0 | 121.1 | 167.3 | 78.0 | 55.9 |
| 水道普及率 (%) | | 63.6 | 64.2 | 67.0 | 73.1 | 77.4 | 78.4 | 30.9 | 66.1 | 91.9 | 88.0 | 92.5 | 94.0 | 76.8 | 97.4 | 88.8 | 81.3 | 79.2 | 82.9 |
| 水洗化率 (%) | | 0.0 | 10.6 | 18.9 | 53.3 | 100.0 | 96.4 | 0.0 | 7.3 | 11.4 | 59.8 | 48.9 | 51.1 | 0.0 | 12.7 | 28.7 | 61.3 | 72.8 | 73.8 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | | * | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | * | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | * | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

4 地域の自立促進の基本方針

この計画は、平成 24 年に策定された「八代市総合計画後期基本計画」、平成 22 年度に策定された「八代市過疎地域自立促進計画」及び関係各計画との整合を図りながら策定するものです。

平成 26 年には、人口の減少に歯止めをかけるとともに、都市部への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法が施行され、本市においても八代市人口ビジョン及び八代市総合戦略を策定したところです。また、平成 27 年に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針 2015 では、地域における集落生活圏において、必要な生活サービスの提供や、収入を得るための事業が、将来にわたって継続できるようにするために、集落生活圏を維持していくことの重要性が指摘されているところです。

近隣市町村との連携についても、現在、定住自立圏の形成に取り組んでいるところです。

一部過疎地域においては、昭和 45 年に施行された過疎地域対策緊急措置法に始まり、以降 3 次にわたって施行された過疎法に基づき作成された計画や、平成 12 年度からの過疎地域自立促進計画（前期計画・後期計画）及び平成 22 年度からの過疎地域自立促進計画によって、産業振興、交通通信網の整備、生活環境整備など、高齢化、過疎化社会に適応し地域の特性を活かした取組みを行い、生活における基礎的な条件整備を行ってきました。しかし過疎化は依然として進行しており、少子高齢化による人口減少に起因して、地場産業の衰退、経済活動の低迷、地域活力の低下などは一層深刻なものとなっています。

これらは、八代市総合計画において八代市が掲げる「やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”」の理念のもと示す基本目標－「誰もがいきいきと暮らすまち」「郷土を拓く人を育むまち」「安全で快適に暮らせるまち」「豊かさにとぎわいのあるまち」「人と自然が調和するまち」の実現の為にも、八代市全体が積極的に取り組む課題でもあります。

このことから、八代市総合計画において示す基本目標を念頭に置き、次の事項を、特に一部過疎地域の自立促進を促すために重要な方針として位置づけ、県、近隣市町村との連携を保ちながらその実現に向けた施策に取り組めます。

(1) 農林水産業の振興

自然林をはじめとする森林の保全・整備に努め、豊かな里山文化を継承するとともに自然環境の保全にも取り組めます。また、各地域の自然から生み出される農林水産物を中心とした「食」に関連する幅広い取組みの展開により、農林水産業の活性化を推進します。

安心で安全な農林水産物と、豊かな農林水産資源を活かし、安定した農林漁業経営を推進するため、地場産品を活用した付加価値の高い商品開発や 6 次産業化を図るとともに、地産地消と販路拡大を推進します。また、農林水産業の生産基盤強化及び生産流通体制の整備・拡大を行うとともに、担い手の確保・育成を行います。

さらに、農林水産業を活かした体験交流型観光を推進し、森林の多面的機能維持増進のための森林整備や森林資源活用のための林業支援を行い、多面的機能を持続的に発揮できるように目的に合った計画的な森林づくりを推進します。

(2) 雇用創出の推進

地場産業の振興等による雇用拡大を図りU・J・Iターン希望者への就業機会の確保のほか、幅広い雇用機会の提供により雇用の創出を進めます。また、豊富な農林水産物を活かすため、効率的な生産・流通・販売を連携して展開するような食品関連産業等の集積を図ります。

(3) 交流の拡大と文化の保存・伝承

自然資源や既存のイベント・祭りを活用し、近隣市町村・各種関係団体等との連携を図りながら、体験型・交流型観光を推進するとともに、八代の魅力発信による誘客宣伝活動を進めます。また、本市への移住を推進するためのPR活動など都市と地域の交流・移住促進に取り組むとともに、各地域に残された文化の保存・伝承にも取り組みます。

(4) 交通通信体系の整備と情報化

安全で円滑な交通体系の充実や公共交通機関の有効活用による利便性の向上を図るため、地域交通網の整備・メンテナンスを推進し、地域間連携のための幹線ネットワークの機能強化を図ります。また、情報通信網の整備及び高速化を進めます。

また、地域の実情に応じた公共交通網の整備を推進し、路線バスや乗合タクシーなどの日常生活における移動手段の確保、利便性の向上に努めるとともに、利用促進に向けた取組みを行います。

(5) 住民主体によるまちづくり活動の推進

各地域の独自性を活かしつつ、地域の連携により住民主体、住民参加による活発なまちづくりを推進します。各地域の住民ニーズや諸課題に適切に対応するため、地域協議会等が主体的に行う地域づくり活動の支援や活動拠点の整備を行います。

(6) 生活基盤・水準の確保

身近な自然資源や公園を活かした快適環境の創造と健康で人に優しい地域づくりを推進するとともに、上水道、生活排水処理施設等の環境整備や医療、福祉、教育サービス等の維持・確保を図り、快適で安心な暮らしを支える取組みを進めます。また、適切な土地利用の推進による暮らしやすい地域づくりに努めるとともに、安全・安心・便利な道づくりを進め、災害に強いまちづくりにつなげます。

(7) 行財政改革の推進

平成27年6月30日に国において示された「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえ策定された「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を参考として、業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革を推進し、人的資源の必要な分野への集中を図ります。

5 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年間とします。

第2 産業の振興

1 農 業

(1) 現況と問題点

一部過疎地域の大部分を占める山間地においては、お茶・果樹・生姜等が栽培されていますが、耕地面積は狭く分散しており経営規模も零細で労働生産性が低い状態にあります。

このような現状から、担い手の減少や耕作放棄地の増加等による農地の多面的機能低下を危惧し、当該地域では旧過疎法および過疎地域自立促進特別措置法を活用した事業を展開してきました。また、中山間地域等直接支払制度等を利用し、農業生産の維持を通じて、耕作放棄地の発生に歯止めをかけ、多面的機能の確保に努めてきましたが、中山間地域では担い手の高齢化が著しく、現状のままでは農業生産の維持が困難になってくる可能性があります。

このようなことから、一部過疎地域における農用地の利用については、有効利用を図る目的からも特に優良農地の保全を図る必要があります。これまでも当該地域では、旧過疎法等を活用し、農道整備や排水施設の整備など農業生産基盤の整備が進められてきましたが、まだ完全ではなく、更に整備を促進する必要があります。

(2) その対策

農産物を供給する農業生産活動はもちろんのこと、それ以外の多面的機能である国土の保全・水資源のかん養・自然環境の保全・良好な景観形成などが重要であることを認識し、その役割を持続するように努めます。

また、農地・農業用水・その他の農業資源及び担い手を確保し、地域の特性に応じた望ましい農業構造を確立し、農業の生産活動の発展を推進します。

特に地域の自立促進のため、重点的に次の事項に取り組みます。

- ア) 農業生産に必要な農地の確保とその有効利用を図るため、計画的な基盤整備により優良農地を確保しつつ、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手への農地の利用集積を促進します。
- イ) 良好な農地等の有効利用を図ることにより生産性の向上を促進します。また地域の特性を活かしつつ、農業用排水施設の機能の維持・更新など農業生産基盤の整備を効率的に推進します。
- ウ) 担い手の確保を図るために、地域の担い手の経営改善計画策定に向けた啓発活動や、認定農業者等に対する具体的な支援活動を推進します。
- エ) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成に努め、さらに地域住民はもとより、U・J・Iターン希望者らの新規就農者に対する農業への理解と関心を深めるように努め、魅力ある就農条件の整備を促進し農業後継者対策に取り組みます。
- オ) 地域の条件を生かした適地適作の原点にかえり、耕作放棄地、休耕地を利用しながら、量より品質を重視して農産物の生産を拡大します。
- カ) 消費者ニーズの把握に努め、安心安全な農林水産物づくりと地産地消と販路拡大を

推進するとともに、効率的な生産流通体制の確立を図ります。また、くまもと県南フードバレー構想推進に向けた活動を通して、地域の農産物を活かした付加価値の高い加工品づくりやその流通・販売に取り組む6次産業化を支援します。

キ) 農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康でゆとりのある生活に資するため、体験農園等のグリーンツーリズム等を実施し都市と農村の交流や移住を推進します。

2 林 業

(1) 現況と問題点

森林は、建築材などの生産資源としての活用をはじめ、国土保全・水源のかん養・動植物の生息環境・大気の浄化機能などの我々の快適な環境を形成する環境資源としても貴重な財産です。

近年の林業は、木材需要の減少及び価格の低迷、生産基盤の未整備、林業従事者の減少や高齢化などによる労働力不足から伐採や間伐、造林等の生産活動が停滞しています。さらに、シカによる食害や剥皮被害など、有害鳥獣被害が拡散・拡大しています。

このような状況の中で林業振興を図るため、林道・作業道等の生産基盤の整備や担い手の育成など、各種施策を積極的に推進する必要があります。

(2) その対策

林道や作業道、高性能林業機械の導入等の生産基盤の整備、担い手の育成や効率的な生産・加工・流通の一体的な整備に努めます。

また、森林の水源かん養機能や自然環境保全機能などの公益的機能を十分に発揮させるとともに、持続可能な森林利用を図ります。

特に地域の自立促進のため、重点的に次の事項に取り組みます。

ア) 森林の適正な管理や効率的な林業を推進するため、林道・作業道の整備や台風による森林災害の復旧を促進します。また生産性の向上・作業の効率化・安全性確保のため生産基盤である林道網の整備、集約化施業の推進、流通体系の強化、協業化、機械化を進めます。

イ) 担い手の技術向上や経営意欲の醸成を図るとともに、林業への新規就労促進を図るため、U・I・Jターン希望者に林業への理解と関心を深めてもらえるように努め、後継者間の交流、林業への担い手育成と確保を図ります。

ウ) 木材の生産については、森林組合等の受委託生産を促進し生産性の向上を図ります。また間伐材等の高付加価値化、用途に応じた製品化を進め、流通の合理化を図るとともに、公共建築物等これまで非木造が一般的であった建築物の木造化等による木材の需要創出を積極的に推進します。さらに、未利用材についても森林資源の有効活用を図るため、木質バイオマス利用などへの取組みを推進します。

エ) 他産業との連携を図りながら、自然の魅力を活用し、学習の場やレクリエーションエリアとして整備を推進します。

オ) シカをはじめとする有害鳥獣被害から森林を守るため、被害防止対策のほか、有害鳥獣捕獲等によるシカの個体数管理を進めます。また、捕獲した鳥獣の有効活用を図るため、処理加工施設の計画的な整備や精肉・加工された製品の販路確保・拡大に取り組みます。

3 水産業

(1) 現況と問題点

一部過疎地域の水産業は、球磨川・氷川流域の内水面漁業がありますが、近年では漁場環境の悪化による水産資源の減少により、漁業経営は厳しい状況にあります。

また、当該地域ではダムや生活排水の影響等による河川環境の変化に伴い魚類等の自然遡上や自然繁殖が困難になり、水揚げ量の減少等で漁業収入のみで生計を営む人は少ない状況です。

現在、当該地域内の荒瀬ダムについては、平成 29 年度中の撤去工事完了を目指しており、今後は、ダム撤去後の河川環境等の変化も考慮しつつ、漁業協同組合と協力し適正な稚魚の放流量を持続し、水揚げ量の増加を図る必要があります。

(2) その対策

今後は漁場の環境悪化への対応策として、漁業者による漁場の清掃活動などをおして、漁場環境の保全活動を行い、漁場の活性化を推進し漁獲高の向上を図ります。

また、関係機関との連携を図りながら、内水面の環境保全に努めるとともに、各種組織活動を支援し、漁業従事者の確保及び後継者の育成に努めます。

球磨川・氷川については、各漁業組合と連携してアユ・ヤマメ等の放流に努めます。特にヤマメについては八代市が所有するヤマメ中間育成施設を活用し、放流量を増加させ、溪流釣り客を中心に観光客の増加を目指すとともに、河川の汚濁防止や生息環境保護に努め、安定した漁業ができるようにします。各支流については、地域の環境条件等に合わせた稚魚を放流し、禁漁区等の地域の指定を適正に行い淡水魚の保護育成に努めます。

4 商業

(1) 現況と問題点

一部過疎地域においては、兼業化した小規模な商店が点在している状況であり、限定客による習慣購買で消費人口も限られています。商店数は郊外への大型店の進出の影響や消費者のニーズに対応できず年々減少傾向にあります。

(2) その対策

急速に高齢化が進展する一部過疎地域においては、各地域内の商店の役割を見直し、地元商店の利点を活かしながら、利用者の増加と購買力の向上に努めます。さらに地域の産業と連携し、特産品等の魅力的で付加価値の高い商品開発に努めるとともに、特産品等を活かした各種イベントを開催し、販路拡大を図るとともに、伝統工芸

品等の利用促進に努め、伝統工芸の新たな担い手となる後継者の育成を図ります。

5 工 業

(1) 現況と問題点

一部過疎地域においては雇用の場の拡充を目的に、企業誘致を積極的に行ってきましたが、山間部という地理的条件から平坦地が少なく、工場用地の確保が容易ではないことから、新規進出の事業所等はほとんどない状況にあります。また、現在建設関係企業やその他の零細企業はあるものの、市中心部への企業の進出に伴い、地域外への若年層の人口が流出し、労働力不足が生じている状況にあります。

(2) その対策

一部過疎地域の環境・立地条件に適応する企業の誘致や、農林水産物の生産拠点でもある一部過疎地域の潜在的可能性を活かせる食品関連産業等の集積を図ります。また、農商工連携や六次産業化も視野に既存企業・新分野へ進出する企業への異業種交流などを支援し、産業間の連携を図り魅力ある企業づくりを推進します。

6 観光

(1) 現況と問題点

一部過疎地域においては、さかもと温泉センター“クレオン”をはじめ、東陽交流センター“せせらぎ”などの温泉施設のほか、八竜天文台、石匠館、緒方家等古民家、石橋・吊橋群などの豊富な観光資源があります。また、九州中央山地国定公園、五木・五家荘県立自然公園等の豊かな自然を擁し、市内外から多くの観光客を引きつける魅力があります。

近年の観光は「見る」観光から、「体験」や「交流」に基軸をおいた新たな観光資源の開発が不可欠となっています。また、人口減少や少子高齢化が進展する中において、「観光」は宿泊・飲食・観光施設や交通機関のみならず、農林水産業やサービス産業等幅広い分野に関わる総合産業であり、交流や雇用を創出する「地方創生」の推進力として期待されるものです。

このような状況の中で、各地域の魅力を磨き上げ、個性的で多様な地域資源を活かした体験型・滞在型の観光を推進するとともに、観光客受け入れ体制のための観光ガイド組織の育成支援や地域内の回遊のための交通アクセスの充実を推進する必要があります。

また、同時にインターネットやアンテナショップの展開による魅力発信などの誘客宣伝活動を推進する必要があります。

(2) その対策

一部過疎地域が有する観光資源を開発・保護・活用し、市のイメージにふさわしい魅力ある観光地づくり、時代に対応した観光地づくりを推進します。また体験型・滞

在型の観光の開発、農村・森林等を活用した各種ツーリズムや地域の特色を生かしたイベントづくり、PR活動や観光ボランティア等の育成や観光協会等の組織強化に努め、国内外からの誘客を促進するなど観光振興に取り組み、一部過疎地域も含めた交流人口の拡大と地域経済の発展を目指します。

更に交通網及びサインの整備、広域的観光ルートの開発、宿泊施設など、受入体制の整備と各施設の運営管理体制の充実を図ります。

また、八代地域観光ルートのPR強化はもとより、水俣・芦北観光ルートや人吉・球磨観光ルートへの参入・参画を積極的に図ります。

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|-----------------|--------------------|--------------|----|
| 1 産業の振興 | (1) 基盤整備 | | | |
| | 農 業 | 農地整備事業 | 八代市 | |
| | | 農地整備事業 (県営事業負担金) | 熊本県 | |
| | 林 業 | 森林作業道整備補助 (開設・改良等) | 八代森林組合 | |
| | | 森林整備補助 (植付・間伐・下刈等) | 八代森林組合 | |
| | | 単県治山事業 | 八代市 | |
| | | 市有林素材生産業務委託 | 八代市 | |
| | | 森林作業道整備補助 (開設・改良等) | 熊本県林業公社 | |
| | | 原木生産促進事業 | 八代市 | |
| | | 八代市木の駅プロジェクト | 八代市木の駅プロジェクト | |
| | 水 産 業 | 五家荘やまめ中間育成施設改修 | 八代市 | |
| | (2) 漁港施設 | | | |
| | (3) 経営近代化施設 | | | |
| | 農 業 | | | |
| | 林 業 | | | |
| | 水 産 業 | | | |
| | (4) 地場産業の振興 | | | |
| | 技能修得施設 | | | |
| | 試験研究施設 | | | |
| | 生産施設 | | | |
| | 加工施設 | | | |
| | 流通販売施設 | | | |
| | (5) 企業誘致 | | | |
| | (6) 起業の促進 | | | |
| | (7) 商業 | | | |
| | 共同利用施設 | | | |
| | そ の 他 | | | |
| (8) 観光又はレクリエーション施設 | 八竜山自然公園運営管理委託事業 | 八代市 | | |
| | 平家の里能舞台塗装補修工事 | 八代市 | | |
| | 久連子古代の里テラス改修 | 八代市 | | |

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------|----------------------------|------|----|
| | | 縦木吊橋改修 | 八代市 | |
| | | 梅ノ木轟公園吊橋改修 | 八代市 | |
| | | せんだん轟吊橋改修 | 八代市 | |
| | | 坂本憩いの家改修 | 八代市 | |
| | | 坂本温泉センター改修 | 八代市 | |
| | | 坂本ふるさとまつり | 八代市 | |
| | | 東陽しょうが祭 | 八代市 | |
| | | さかもと温泉センター泉源水中ポンプ取替工事 | 八代市 | |
| | | 東陽交流センター「せせらぎ」深井戸用水ポンプ取替工事 | 八代市 | |
| | | 平家いずみお茶まつり（泉町特産品まつり） | 八代市 | |
| | | 平家の里伊藤家茅葺屋根替え | 八代市 | |
| | | ふれあいセンターいずみ壁補修工事 | 八代市 | |
| | | ふれあいセンターいずみ空調改修 | 八代市 | |
| | | 緒方家売店改修 | 八代市 | |
| | | 梅の木管理棟改修 | 八代市 | |
| | | 古代の里売店改修 | 八代市 | |
| | | 自然塾飲料水用井戸設置 | 八代市 | |
| | | 溪流キャンプ場バンガロー前橋架け替え | 八代市 | |
| | | 草花資料館屋根改修 | 八代市 | |

第3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

1 交通通信

(1) 現況と問題点

ア) 国道

一部過疎地域を通過する一般国道は219号、443号、445号の3路線があります。

一般国道219号は、一次改良は完了しているものの、球磨川沿いの急峻な地形のため、落石などによる災害発生を未然に防ぐための災害防止工事や、平面線形が良好でない区間に対するの改良の必要があります。

一般国道443号は通学路における歩道の確保が望まれており、一般国道445号については未改良区間が多く国・県と連携を図りながら整備を促進していく必要があります。

また、道路施設の適正な維持管理が必要となっています。

イ) 県道

一部過疎地域内を通過する県道は、主要地方道の4路線と一般県道7路線がありますが、幹線的役割を果たす路線の早期改良と計画的整備が課題となっています。山間部を通る路線については、急こう配、狭幅員等危険箇所も多く、更なる道路整備が望まれます。

また、道路施設の適正な維持管理が必要となっています。

ウ) 市道

国・県道を基幹として市内の集落間を有機的に結んでいる市道は住民にとって大変重要な道路です。しかし、一部過疎地域内では改良率約37.8%*、舗装率72.1%*となっており、市全体での改良率49.2%、舗装率86.1%と比較すると整備の遅れが目立ち、自動車交通不能道路や幅員狭隘の路線も多く、道路整備を更に進める必要があります。

当該地域の市道については点在する集落間を結ぶ少ない生活路線であり、災害時などの孤立をさけるためにも道路網の整備が急務となっています。

また、道路施設の適正な維持管理が必要となっています。

※数値はP8 表1-2 主要公共施設整備状況による

エ) 林道

林道は、森林資源の有効活用のほか、一部過疎地域においては生活道路の用も供していることから、国・県等の各種制度事業を有効に活用し、幹線となる林道の整備を軸に支線林道、作業道の整備を図り、林道密度を高める必要があります。

また、既存の林道は地形上、急勾配、急カーブの箇所も多く、未舗装部分は降雨後の路面の荒れも生じることから、下刈り、間伐などの保育管理作業を円滑かつ合理的に行っていくためにも舗装、改良等の計画的な整備を図る必要があります。

オ) 農道

農道は、農業の生産基盤上、重要な役割を果たすとともに国・県道、市道と連絡し、地域の道路網を形成し、地域の多目的利用にも寄与しています。一部過疎地域ではほ場整備事業等により一部の整備は完了していますが、一区画の面積が小さい山間部の急坂地帯では、車両等が進入できる農道の開設が遅れています。

カ) 通信施設

一部過疎地域では都市部との情報格差是正とテレビ難視聴地域の解消等を目的にケーブルテレビ整備事業を推進し、旧東陽村においては平成 16 年度、旧坂本村及び旧泉村でも平成 17 年度に完了しました。これにより、一部過疎地域においては市中心部との情報格差は大きく縮小されたといえます。また、防災行政無線・移動通信施設を整備し、行政情報や災害情報の提供、緊急時における情報連絡等に活用していますが、日常生活において頻繁に利用される携帯電話のサービスエリアについては、依然として未整備地区があり整備促進に努めているところです。携帯電話については、無人世帯地域の観光地や登山利用客の多い山岳地帯での遭難防止等にも活用が期待できることから、今後もサービスエリア拡大のための施設整備が望まれています。

今後は当該地域に住まう人々が、都市部の住民と格差なくサービスが受けられるよう、情報通信施設の整備や情報システムの導入、高速通信ネットワーク整備を行い、生活の活性化と福祉の向上を図る必要があります。また、個人情報の保護に配慮し、行政事務の合理化と住民サービスの向上を図るため、既存の情報通信ネットワーク等の充実・拡大を図る必要があります。

キ) 交通手段の確保

一部過疎地域においては、J R 肥薩線と 3 つのバス路線、13 の乗合タクシー路線が運行されています。J R 肥薩線とバス路線が中心市街地などへの広域的なアクセス手段（幹線）、乗合タクシーが J R やバス路線へつなぐフィーダー（支線）及び地域内の移動手段の役割を担っています。バスと乗合タクシーについては、運行経費の一部を市が負担していますが、利用者が少ない路線がある一方で、近くに乗降場所がない、公共交通不便地域も存在していることから、状況に応じた公共交通ネットワークの再編が必要となっています。

(2) その対策

交通通信体系の整備が、地域づくりの基盤という認識のもと、計画的かつ効率的に整備を進め、アクセス改善のための道路網の整備を行うとともに、既存の交通通信施設の点検、適正な維持補修により施設機能を維持します。また、公共交通機関を含めた円滑な交通体系、ネットワークの確立を図ります。

一部過疎地域内における日常生活拠点間を結ぶ道路の整備を推進し、各地域との交流を推進し各地域の連携を図ります。

また、安心・安全な暮らしを確保し、生活の利便性を確保するための交通網の整備や、地域住民の日常生活を支える乗合タクシーや鉄道等公共交通機関の維持、確保、充実を図ります。

ア) 国道

一部過疎地域を通過する国道については、特に山間部の未改良区間や歩道未設置区間、災害発生の恐れがある区間について今後とも国・県と連携を図り、早急に改良促進等を図っていきます。

イ) 県道

主要地方道及び一般県道についても、未開通区間や車両通行不能区間もあり、今後とも県と連携し早期改良促進等を目指します。

ウ) 市道

一部過疎地域の地形的条件を踏まえて、不都合のない生活や活動ができるよう、整備が

遅滞している急傾斜地域に存在する集落における市道の整備を重点的に行います。集落間及び集落内の路線整備等を推進し、住民の日常生活の利便性の向上と産業振興、観光開発等に向けた条件整備を計画的に進めていきます。また、集落間を結ぶ林道等を活用した生活道路網の整備を促進するとともに、道路機能を維持するため適正な維持補修を行います。

エ) 林道

林道は森林資源の有効活用のほか、国・県道、市道と連絡して路網を形成しており、各種の制度事業により開設及び改良、舗装を施工し幹線としての機能を充実させます。また、これと併せて林道支線としての作業道整備を図り、県・市道との有機的な連携を進め林道網の整備を計画的に促進します。

オ) 農道

ほ場整備事業を実施した地区においては、農道整備は完了しており、今後は地域の实情に合わせて舗装等の整備を進めます。

また、農道は、農業生産に重要な役割を果たすとともに、国・県道、市道と連絡し地域の道路網を形成し、地域の多目的利用にも寄与していることを重視し、投資効果の高いものから、順次整備を行います。

カ) 通信施設

一部過疎地域については自然災害や人為的災害による情報通信の途絶や混乱を回避するため、規模災害や山岳遭難時等に必要重要な通信網となる防災行政用無線を活用するとともに、移動通信施設等の整備を促進し、早期通報・復旧体制の強化を図ります。併せて既存施設のデジタル化への更新を行い、防災事業の広域的利用拡大を図ります。ケーブルテレビ整備事業については、平成 17 年の坂本・泉地域での整備完了により一部過疎地域への導入が完了したことから、今後は効率的な対応を図るため、現在坂本、東陽にある放送施設の統合を推進します。加えて双方向性を利用した安否確認システムを活用するなど、緊急時の通報手段としても有効的な方法として、国・県・事業者との協議を進めながらより一層の整備、充実を図ります。また、地域イントラ等のネットワークを活用し、情報サービスの平準化、均衡化を図ります。

キ) 交通手段の確保

J R やバスによる中心市街地などへのアクセス(幹線)を確保、維持していくとともに、フィーダー(支線)及び地域内の移動手段となっている乗合タクシーを、利用実態及び人口分布の状況に応じて見直しを図っていきます。また、スクールバスや診療所の患者輸送車など、類似の移動手段との連携も検討しながら、効率的かつ効果的な交通システムの構築を図っていきます。

2 地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

交通体系や情報通信網の整備は、余暇の充実に伴い人材育成・経済振興・文化振興など多面的な効果が期待されることから地域間交流の重要性が高まっています。隣接する熊本都市圏はもちろん、九州縦貫自動車道や九州新幹線鹿児島ルートの開通により、福岡都市圏や鹿児島圏の縦軸、更には高速バスの利用による宮崎圏への横軸のアクセス性が飛

躍的に向上しており、観光やレクリエーションといった面でも、更に交流と連携を深めていくことが重要です。また、イメージアップ、市民の憩いの場・コミュニティ形成の場として景観整備や環境整備も積極的に進める必要があります。

近年、人々の感覚は、自然や環境に対する意識の高まりから、価値観も「もの」から「ところ」を重視するものへと変化し、生活環境にゆとりや潤い、快適さを求める声が高まっています。また、余暇時間の増大に伴い、レクリエーション形態は、従来の周遊型の「見る」観光から、「交流、体験」する滞在型のものへと変化しており、農山村の緑豊かな自然の中で余暇を楽しむ都市住民が増加しています。

地域間交流の活発化は、自らの地域が持つ風土や歴史に培われた独自性を再確認し、地域のアイデンティティをかん養するとともに、交流による新しい刺激によって、地域社会の活性化や新たな発想・想像が生み出されるものです。今後とも市の有する自然、歴史、文化を前面に出して、さまざまな地域との交流を深めていく必要があります。

また、輸送・通信手段の発達により、人・モノ・情報などの交流が拡大し、国際的な関係も高まりをみせています。本市でも海外との友好都市締結などによりスポーツ交流・文化交流などが活性化しつつあります。

(2) その対策

人材交流・文化交流・イベント等の開催や空き家の活用、ホームページ等による情報発信を通し、U・J・Iターンの可能性を持つ都市住民などとの交流や本市への移住・定住を促進します。さらに青少年の国際交流機会の拡充や外国人との交流促進を図り市民の国際感覚を高めます。

特に地域の更なる活性化の取組みとして、各地域の特色を活かした各種ツーリズムの推進や既存のまつりや交流イベントの一層の充実を図るとともにイベントの目的意識を明確にし、行政主導型から住民主体による交流活動の展開と地域の魅力増進を図ります。また、既存施設を活用した各種イベントを実施し、地域の魅力発信に努めます。さらに、インターネットや八代地域イントラネット、ケーブルテレビ等を利用した情報発信のための施設整備の充実を行います。さらに、イメージアップを図る目的からも、地域の再開発と景観の整備を進め、地域住民の憩いの場やコミュニティ形成の場としての活用を図りながら、都市部との交流を促進することにより相互理解や地域文化の向上を図るとともに、地域の自立化を図ります。

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------------|--------------|--------------------|------|----|
| 2 交通通信 体系の整備、情報 化及び地域間交 流の促進 | (1) 市町村道 | | | |
| | 道 路 | 下片岩線測量・開設舗装 | 八代市 | |
| | | 木々子板ノ平線改良舗装 | 八代市 | |
| | | 中鶴上鶴線改良舗装 | 八代市 | |
| | | 上鶴大門瀬線改良舗装 | 八代市 | |
| | | 瀬戸石高田辺線測量改良舗装 | 八代市 | |
| | | 合志野渋利線測量改良舗装 | 八代市 | |
| | | 合志野中鶴線測量改良舗装 | 八代市 | |
| | | 新開箱石線道路舗装・局部改良 | 八代市 | |
| | | 久木野座連線道路舗装 | 八代市 | |
| | | 鶴美生線道路改良 | 八代市 | |
| | | 西原琵琶古閑線道路改良 | 八代市 | |
| | | 差野園谷線道路舗装 | 八代市 | |
| | | 赤山新開線道路舗装 | 八代市 | |
| | | 黒淵淵の本線道路舗装 | 八代市 | |
| | | 差野団地線道路舗装 | 八代市 | |
| | | 畑中黒淵線道路舗装 | 八代市 | |
| | | 鹿路線道路舗装 | 八代市 | |
| | | 相原村中線道路舗装 | 八代市 | |
| | | 久木野帰り坂線道路改良 | 八代市 | |
| | | 栗林団地1～8号線（8路線）道路舗装 | 八代市 | |
| | | 美生小原線道路改良 | 八代市 | |
| | | 森下平野線安全施設整備 | 八代市 | |
| | | 西原川平線安全施設整備 | 八代市 | |
| | | 口ノ上小崎線道路改良 | 八代市 | |
| | | 畑中差野2号道路改良 | 八代市 | |
| | | 桂原野添線改良 | 八代市 | |
| | 糸原線改良 | 八代市 | | |
| | 上の門打越線改良 | 八代市 | | |

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------|--------------|------|----|
| | | 野添日当線舗装 | 八代市 | |
| | | 西の岩線舗装 | 八代市 | |
| | | 日当矢山線舗装 | 八代市 | |
| | | 平線舗装 | 八代市 | |
| | | 本屋敷線舗装 | 八代市 | |
| | | 横手坂本線舗装 | 八代市 | |
| | | 広平線改良 | 八代市 | |
| | | 八八重四方田線舗装 | 八代市 | |
| | | 朴の木線改良 | 八代市 | |
| | | 二合腰越線舗装 | 八代市 | |
| | | 矢山線舗装 | 八代市 | |
| | | 岩奥堂線舗装 | 八代市 | |
| | | 五家荘椎葉線舗装 | 八代市 | |
| | | 乙川線改良 | 八代市 | |
| | | 横石・小川線改良 | 八代市 | |
| | | 下鎌瀬・上鎌瀬線改良 | 八代市 | |
| | | 赤山油谷線舗装 | 八代市 | |
| | | 平山線舗装 | 八代市 | |
| | | 下代瀬・木々子線改良舗装 | 八代市 | |
| | | 八ツ枝線改良舗装 | 八代市 | |
| | | 板持2号線改良舗装 | 八代市 | |
| | | 日光・辻線舗装 | 八代市 | |
| | | 大通線道路舗装 | 八代市 | |
| | | 五反田西山線舗装 | 八代市 | |
| | | 黒渕城ノ平線舗装 | 八代市 | |
| | | 西原川平線舗装 | 八代市 | |
| | | 森下平野線舗装 | 八代市 | |
| | | 下屋敷樅木線舗装 | 八代市 | |

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------|----------|------|----|
| | 橋りょう | | | |
| | その他 | | | |
| | (2) 農 道 | | | |
| | (3) 林 道 | 深水線舗装 | 八代市 | |
| | | 木々子日光線舗装 | 八代市 | |
| | | 破木寺前瀬線舗装 | 八代市 | |
| | | 山口小川内線舗装 | 八代市 | |
| | | 鶴平線舗装 | 八代市 | |
| | | 板持陣之内線舗装 | 八代市 | |
| | | 板持瀬戸石線改良 | 八代市 | |
| | | 小木場線改良 | 八代市 | |
| | | 観音線舗装 | 八代市 | |
| | | 南川内線改良 | 八代市 | |
| | | 水無線改良 | 八代市 | |
| | | 花の尾線改良 | 八代市 | |
| | | 白谷線改良 | 八代市 | |
| | | 池の原走水線開設 | 熊本県 | |
| | | 袈裟堂深水線舗装 | 八代市 | |
| | | 鶴喰大門瀬線舗装 | 八代市 | |
| | | 木々子走水線舗装 | 八代市 | |
| | | 馬廻板ノ平線開設 | 八代市 | |
| | | 登俣川原谷線開設 | 八代市 | |
| | | 油谷大門線開設 | 八代市 | |
| 仁田尾座連線改良 | 八代市 | | | |
| 観音線改良 | 八代市 | | | |
| 日添線改良 | 八代市 | | | |

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|--------------|--------------|------------------------------|----------------------------|-------|--|
| | | 泉葉木線改良 | 八代市 | | |
| | | 樅木線改良 | 八代市 | | |
| | | 福根線改良 | 八代市 | | |
| | | 林道維持工事全線 | 八代市 | | |
| | | 菖蒲谷線開設 | 八代市 | | |
| | | 市ノ俣支線舗装 | 八代市 | | |
| | | 南川内線舗装 | 八代市 | | |
| | | 福根線舗装 | 八代市 | | |
| | | (4) 漁港関連道 | | | |
| | | (5) 鉄道施設等 | | | |
| | | 鉄道施設 | | | |
| | | 鉄道車両 | | | |
| | | 軌道施設 | | | |
| | | 軌道車両 | | | |
| | | その他 | | | |
| | | (6) 電気通信施設等 情報化のための施設 | | | |
| | | 通信用鉄塔施設 | 携帯電話等エリア整備事業 | 八代市 | |
| | | テレビ放送中継施設 | | | |
| | | 有線テレビジョン 放送施設 | | | |
| | | 告知放送施設 | | | |
| | | 有線放送電話 | | | |
| | | 防災行政用無線 施設 | | | |
| | | テレビジョン放送 等難視聴解消のた めの施設 | | | |
| | | その他の情報化の ための施設 | CATV施設整備事業 | 八代市 | |
| | | | CATVセンター設備改良事業 | 八代市 | |
| | | | 高速インターネットサービス基盤整備事 業補助金 | 通信事業者 | |
| | | その他 | | | |
| | | (7) 自動車等 | | | |
| | | 自動車 | | | |
| | | 雪上車 | | | |

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------|------|------|----|
| | (8) 渡 船 施 設 | | | |
| | 渡 船 | | | |
| | 係留施設 | | | |
| | (9) 道路整備機械等 | | | |
| | (10) 地域間交流 | | | |

第4 生活環境の整備

1 上水道・生活排水処理

上水道

(1) 現況と問題点

一部過疎地域の平坦部・山間部の集落が形成された地域の一部には上水道が整備されている地域もありますが、人口密度が低く住家が点在しているため、水道の広域化による生活用水の確保は極めて困難な状況にあります。そのため1～2集落を単位とした小規模な簡易水道、飲料水供給施設によって水の供給がなされています。これらの施設については、その多くが昭和30～40年代に整備されていることから、老朽化が著しく、適正な水質管理及び安心して安全な水の安定供給が困難な状況となっています。今後は維持管理の簡便化を含め、老朽管の更新等施設の改良を計画的に実施し、水質と有収率の向上を図り、経営の健全化に向けて取り組んでいく必要があります。

(2) その対策

水需要に対処するため、水量の確保と水質の向上を図り、水の安定供給と上水道の普及促進に努めます。また、水利用については節水・再利用を推進するとともに、合理的・効率的な水道整備と給水収益の増加を図り、安定した事業運営を推進します。

広域水道施設の整備が困難な地域にあたっては、簡易水道事業の普及に努め、施設の老朽化等改良を必要とする施設については、今後も国の補助等を活用し年次計画により積極的に改良を進めるとともに、施設の統合等により維持管理費等の軽減を図ります。

また、その他の飲料水供給施設については、より安全な飲料水を確保するため、地区住民と協力して簡易水道の普及に努めます。

生活排水処理

(1) 現況と問題点

一部過疎地域のうち東陽地域・泉地域では農業集落排水事業が完了しており、当該事業整備区域外及び坂本地域においては浄化槽等の設置が必要となっている現状です。

山間部においては、集落が点在し、家屋も分散していることから公共下水道事業の整備は困難であり、対処の立ち後れや生活様式の多様化から、親水空間の基盤となる河川の水質汚濁が見受けられるようになりました。

これは生活排水が未処理のまま河川等に流されているためであり、こうした状態が長く続けば、多くの生物の生きる環境はもちろん、地域住民の生活環境への影響も懸念されます。

(2) その対策

地域住民の生活の快適性を向上させ、さらに環境保全を図るため、農業集落排水事業や浄化槽設置整備事業等を地域の実情にあわせて推進します。

また市民の環境意識を高め、市と市民の連携強化を図っていくため、河川での水生生物観察会や各種団体等と協力しての環境学習会・講習会などを積極的に開催します。

2 ごみ・し尿処理

(1) 現況と問題点

市のごみ処理は市設置の八代市清掃センターと八代生活環境事務組合設置のクリーンセンタ

一の2施設で行っています。このうち昭和50年供用開始の八代市清掃センターは、生活様式の変化によるゴミ質の変化と経年劣化により焼却能力が低下していることから、平成29年度に新しいごみ処理施設「八代市環境センター」の稼働を目指しています。その整備においては、安定的かつ適正な処理を行うとともに、余熱利用による環境負荷の低減を図るなど、循環型社会の形成推進へ寄与するよう努めます。

一般廃棄物は、事業系のものと家庭系のものに大別されますが、特に事業系一般廃棄物については、その排出抑制効果の高さ、事業者による処理責任の追及の意味からも重点的な排出抑制策を講じる必要があります。

また、家電リサイクル法、建設リサイクル法、パソコンリサイクル法などリサイクル関連法の整備が進められ、一定の成果がみられる反面、不法投棄が後を絶たず、周辺環境への影響も懸念されます。

市のし尿処理については、市設置の八代市衛生処理センターと八代生活環境事務組合設置の衛生センターで処理しています。浄化槽汚泥については平成18年度より供用開始した汚泥処理施設にて処理を行っています。浄化槽汚泥の処理施設については、施設の機能維持及び維持管理経費の節減のための浄化槽清掃業者の適切な汚泥くみ取りがなされるよう対策を講じる必要があります。

(2) その対策

容器包装リサイクル法に基づいた分別収集の徹底、住民と事業所への啓発を進め、ごみの排出抑制、リサイクルの推進に努めます。また、ごみの収集効率化策を講じるとともに、効率・効果的な処理を図るための処理施設の整備を進めます。さらに、資源循環型社会形成推進のため、ごみを多量に排出する事業所への指導を徹底し、大幅なごみの排出抑制に努めます。

し尿及び浄化槽汚泥処理については、人口の動向や下水道計画との整合性を図りながら最も効果的な手法での施設整備について検討するとともに、それぞれの施設から発生する処理汚泥等について可能な限り有効利用を図ります。

3 防 災

(1) 現況と問題点

山間部の高齢化に伴う災害時避難行動要支援者の増加により、ひとたび災害が発生すれば甚大な被害が予想され、特に一部過疎地域においては、地形が峻険なため、急傾斜地の崩壊、地滑り等の起こりやすい危険箇所が多く、河川流域は川床勾配が急なため、護岸の決壊、土石流、農地への冠水等の災害が発生しやすい条件となっています。対策として、治山、砂防施設の設置なども徐々に行われていますが充分とは言えず、関係課等の連携を深め計画的に整備を図る必要があります。また、ケーブルテレビ施設や防災行政無線施設は、日常における防災啓発、災害時の情報伝達に有効利用されていますが、防災行政無線施設については高度情報化に対応した更新等が必要となっています。生活様式の変化と過疎化や高齢者世帯等の増加により、火災、救急事案発生の危険性は大きくなっています。これに対処するため、常備消防力の拡充強化や非常備消防の装備充実等が必要となっています。

(2) その対策

一部過疎地域においては、災害を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止するため、治山・砂防施設の整備、消防施設の増強、消防団員の確保、防災行政無線の充実と各器機のデジタル化を推進するとともに、ケーブルテレビ等を活用した防災啓

発活動と災害情報の伝達に努めます。また、常備消防のさらなる充実強化を図るため、引き続き必要な働きかけを行います

また、高齢者世帯等や単独世帯の増加から、火災のみならず、住民の隣保協同の精神に基づく防災ボランティアや自主防災組織の育成を推進し、災害発生時の初期活動、後方支援の確立はもとより日常の治安維持を含めた地域防災力の向上を図ります。

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|---------------|--------------|----------------------|--------------|-----|--|
| 3 生活環境の 整備 | (1) 水道施設 | | | | |
| | 上水道 | | | | |
| | 簡易水道 | 大平地区簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 野添簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 段(西部)地区統合簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 川原谷地区簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 上鎌瀬(中津道)地区簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 白岩戸簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 南川内簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 葉木地区簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 下深水地区簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 二重簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 岩奥簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 赤根簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 河合場簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 一ツ氏簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | 小原簡易水道施設整備事業 | 八代市 | | |
| | | その他 | | | |
| | | (2) 下水処理施設 | | | |
| | | 公共下水道 | | | |
| | | 農村集落排水施設 | | | |
| | | 地域し尿処理施設 | | | |
| | | その他 | 浄化槽設置整備事業 | 八代市 | |
| | | | 浄化槽市町村整備推進事業 | 八代市 | |
| | | (3) 廃棄物処理施設 | | | |
| | | ごみ処理施設 | | | |
| | | し尿処理施設 | | | |
| | | その他 | | | |
| | | (4) 火葬場 | | | |
| | | (5) 消防施設 | 消防団施設設備整備事業 | 八代市 | |
| | | | 消防施設整備事業 | 八代市 | |
| | | (6) 公営住宅 | | | |

第5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 高齢者福祉

(1) 現況と問題点

一部過疎地域においては高齢化が著しく進行しており、平成22年の国勢調査では地域内の高齢者比率は42.6%となっています。同調査における市全体での高齢者比率が28.3%であること、及び全国での高齢者比率が23.0%であることをみれば、一部過疎地域においては全国に先駆けて超高齢社会が到来しています。認知症高齢者の増加や、75歳以上の後期高齢者人口の占める割合の高まり、一人暮らしの高齢者や介護を必要とする高齢者の増加にも対応しながら、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、医療介護連携を図ると同時に、できるだけ地域包括ケアシステムの構築を図る必要があります。

(2) その対策

誰もが住み慣れた家庭や地域のなかで安心して暮らせる社会の実現を目指すため、介護保険サービス等現行サービス水準の維持を図ります。

高齢者の社会参加を支援するとともに、高齢者が健康に過ごすための生き甲斐と健康づくりを推進します。また、一部過疎地域における医療確保並びにかかりつけ医と熊本県認知症疾患医療センターとの連携が保たれるよう関係機関との連携に努めます。

さらに、ケーブルテレビの双方向性を利用した安否確認システムなどを有効活用し、高齢者の不安解消や緊急時の早期発見、早期対応に活用します。

2 障がい者福祉

(1) 現況と問題点

障がい者は、生活習慣病・交通事故・労災等の増加及び高齢化に伴い年々増加する傾向にあり、各種の援助や施策が行われているものの、本人はもちろん家族にかかる精神的・経済的負担は大きく多くの問題が残されています。

障がい者の介護・支援にあたる家族等の負担を軽減するとともに、障がい者ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにするために、必要なサービスの提供や施設の整備などソフト、ハード両面からの施策の展開が要求されています。

(2) その対策

公共施設や人が多く集まる施設のバリアフリー化を更に図り、障がい者の地域生活と社会参加を積極的に推進するために、自立更正に必要な障がい者支援施設等の整備や職業相談等の強化を図り、雇用を促進するなど援護体制の充実を図ります。障がい者の自助・自立を促しながら、支援ボランティア等の育成に努め、障がい者にやさしいまちづくりを推進します。

3 児童福祉

(1) 現況と問題点

女性の社会進出や共働き夫婦の増加、教育費等の子育てコストの増大など、子どもをとりまく環境は大きく変化しています。このような社会変化のなか、子どもが豊かに育っていく社会、子育てに喜びをもち、安心して子どもを産み育てることができる子育て支援社会の形成は必要不可欠となっています。

また、少子化による遊び仲間や異年齢児との交流不足などの状況に対し、次代を担う子どもの健やかな育ちへの支援策が必要となっています。

(2) その対策

将来を支える子どもたちが、健やかにたくましく育つために、また安心して子どもを産み育てることができるように、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援や子育て環境の整備を進めます。さらに、家庭でも男女が共に子育てができる男女共同参画社会の形成に努めます。

保育が必要な児童の正確な把握を行うとともに、保護者の就労形態の多様化や地域のニーズに応えた休日・夜間保育、障がい児保育、延長保育等を推進します。

4 母子・父子福祉、生活保護

(1) 現況と問題点

ひとり親世帯においては、経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれがちなうえ、地域経済の先行きが不透明な中、特に就労と子どもの養育に大きな不安を抱えています。子どもの健全な育成のためにも養育指導・助成・相談体制の確立を行う施策が必要であり、本市においても生活の安定と自立を支援する各種施策を行っていますが、十分な活用がなされていないものもみられます。

また長引く景気の低迷、日常生活の多様化、核家族化の進行等の要因が重なり、保護を必要とする高齢者世帯、一人暮らし世帯が増加する傾向にあります。こうした状況のなか、高齢被保護者が他法他施策、関係機関その他の地域の社会資源を活用し、できるかぎり自立した生活を送るための社会的支援システムを構築することが最重要課題となっています。

(2) その対策

ひとり親世帯については、生業指導・雇用の促進等により経済的安定を図るとともに、生活相談支援体制の整備・充実に努めます。

生活保護世帯の自立を助長するため、民生委員等との協力により、扶養義務者に扶養を促すとともに、他法他施策や地域の様々な社会資源を活用することにより、自立を促進し生活意欲の向上を図ります。

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------------------------|---------------------------------|---------------------|------|----|
| 4 高齢者等 の保健及び福 祉の向上及び 増進 | (1) 高齢者福祉施設 | | | |
| | 高齢者生活福祉セ ンター | 五家荘デイサービスセンター特殊浴槽整備 | 八代市 | |
| | | 泉地域福祉センター居住部門空調機器整備 | 八代市 | |
| | 老人ホーム | | | |
| | 老人福祉センター | | | |
| | その他 | | | |
| | (2) 介護老人保健施 設 | | | |
| | (3) 児童福祉施設 | | | |
| | 保 育 所 | | | |
| | 児 童 館 | | | |
| | 障がい児入所施設 | | | |
| | (4) 認定こども園 | | | |
| | (5) 障がい者福祉施 設 | | | |
| | 障がい者支援施設 | | | |
| | 地域活動支援セン ター | | | |
| | 福祉ホーム | | | |
| | その他 | | | |
| | (6) 母子福祉施設 | | | |
| | (7) 市町村保健セン ター及び母子健康セン ター | | | |
| | (8) 過疎地域自立促 進特別事業 | | | |
| (9) その他 | 高齢者外出支援事業 | 八代市 | | |
| | 介護予防送迎事業 | 八代市 | | |

第6 医療の確保

(1) 現況と問題点

健康阻害の要因が複雑化し、増加する生活習慣病や新しい疾病に対する住民の疾病予防対策が問題となっています。

本市の医療施設は八代市立病院・熊本労災病院・熊本総合病院等を中核に、人口密度の高い平野部に集中しています。一部過疎地域においては無医地区も多く、さらに広範囲な地域のため医療機関から遠く、交通の便も悪いため、十分な医療を受けにくい現状にあります。特に小中学生や高齢者等の交通弱者にとってはかなりの不便と負担を感じている現状にあり、緊急時における不安要素の一因ともなっています。

医療・保健においては、生活習慣病の若年化傾向や生活習慣に起因する慢性疾病患者の増大により医療費の高騰が見られ、加えて急速な高齢化の進展による虚弱・認知症患者等の増加から介護保険の需要増加に繋がっています。また、複雑な社会情勢により心の病を訴える人も多くなっています。

このような医療環境と少子高齢化の進行に伴い、予防医療の推進に重点をおき、知識の普及・啓発や救急医療体制の推進を図っていく必要があります。

(2) その対策

一部過疎地域においては、患者の搬送体制を確保し、関係機関との協議・協力の下、短時間での搬送ルートの確保に努めます。また、複数の地域中核病院との連携や、県及び熊本県地域医療支援機構との協議により地域内の診療所における医師の確保にも努め、住民が安心して暮らせる医療体制の充実を図ります。

さらに、疾病予防意識の高揚を図り総合的かつ積極的な健康づくりを図り、こころの健康相談の推進及び精神保健に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|----------------------|--------------|------|----|
| 5 医療の確 保 | (1) 診療施設 | | | |
| | 病 院 | | | |
| | 診 療 所 | へき地診療所運営費 | 八代市 | |
| | | へき地診療所施設整備事業 | 八代市 | |
| | 巡回診療車 (船) | | | |
| | 患者輸送車 (艇) | 患者輸送車の購入 | 八代市 | |
| | そ の 他 | | | |
| | (2) 特定診療科に 係る診療施設 | | | |
| | 病 院 | | | |
| | 診 療 所 | | | |
| | 巡回診療車 (船) | | | |
| | その他 | | | |

第7 教育の振興

1 学校教育

(1) 現況と問題点

社会環境の変化や女性の就業機会が増えるに伴い少子化が進み、児童数・生徒数は減少傾向にあります。

就学前教育は、教育の基盤となるものであり、幼児期から子どもたちの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性を育成することが大切です。

小・中学校においては、児童・生徒の減少に伴い、特に一部過疎地域において、統廃合や、複式指導を余儀なくされてきたところもあり、統廃合の場合は、通学に係る負担を軽減する必要があります。学校施設については老朽化した施設の改修や耐震化を行う必要があります。加えて教育機器や情報機器の充実、余裕教室や学校統廃合に伴い廃校となった学校施設の有効活用を図らなければなりません。また、施設整備などのハード面での整備と並行して、時間、距離を超越した高度情報化の到来に対応した教育施策の充実が急がれており、市内各施設と連携した教育の場の提供が必要となっています。

(2) その対策

就学前から子どもたちの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性を身につける特色のある教育を推進します。

小・中学校においては安全安心な通学環境の確保に努め、学校施設の非構造部分の耐震化にも取り組みます。また新学習指導要領の実施に伴い、一人一人の子どもたちに「生きる力」を育成することを目指し、地域に根ざした特色ある学校環境づくりを進めます。また、余裕教室については、児童生徒のために施設として利用するほか、地域と学校の連携強化のためのスペース、社会教育施設等の学校外施設への転用を検討していきます。さらに、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い、八代地域イントラネットやケーブルテレビ網などを利用し、情報教育を充実させ高度情報化社会に主体的に対応できる「情報活用能力」を育成します。

2 社会教育

(1) 現況と問題点

高齢化社会を迎えた今日、生活環境の変化や自由時間の増大などを背景に、生涯を通じて余暇を楽しみ、絶えず新たな知識や技術の修得を図って自己を高め、いきがいのある充実した生活を送りたいという生涯学習のニーズが高まっています。

そのような中で、生活の多様化が進み、住民の生活形態に合った学習機会の提供や学習内容の充実を図る必要があります。

また、高齢化の進んだ一部過疎地域の学習機会を十分保障するには、学習場所である社会教育施設等の整備の充実や指導者の確保・育成が求められています。

(2) その対策

住民の積極的な学習意欲を高め、住民の主体的な学習を支援するために、学習ニーズを的確に把握し、行政や民間の各種団体の連携協力による生涯学習推進体制を整備します。

また、社会教育主事などの専門職員の確保や指導者の育成を通して、各種団体やボランティア、非営利団体（NPO）の地域活動への積極的な参加を促進します。

生涯学習活動推進の地域拠点の整備充実及び施設間のネットワーク化を図り、住民が「いつでも、どこでも」学ぶことのできる学習の機会が保障されるシステムづくりを進めます。

3 スポーツ・レクリエーション

(1) 現況と問題点

生活水準の向上や余暇時間の増大とあわせて、自然志向・健康志向が高まっており、健康づくりや趣味としてスポーツ・レクリエーション活動を志向する人が増加しています。

また小学校運動部活動については、少子化や保護者・児童のニーズの多様化、指導者不足等の課題に対応するため、社会体育への移行が進められているところです。

このようなことから、住民が日常生活においてスポーツ・レクリエーションを楽しむための環境整備を、個人的・地域的・職域的視点から進める必要があります。

(2) その対策

住民がいつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、施設の整備や効果的な共同利用などネットワーク化を図り、特に老朽化が進む施設についても早急に改築・改修等を進めます。

また、関係団体の組織強化や指導者の育成・確保に努め、住民が気軽に楽しみながら心身の健康づくりに取り組めるような各種教室や行事の充実を図ります。特に、一部過疎地域における小学校運動部活動の社会体育への移行にあたっては、移動手段等に配慮しながら、児童生徒のスポーツ機会の確保を図ります。

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|----------------|-------------------------|------|----|
| 6 教育の振 興 | (1) 学校教育関連施設 | | | |
| | 校 舎 | 泉第八小学校空調設備改修工事 | 八代市 | |
| | | 東陽中学校校舎長寿命化対策工事 | 八代市 | |
| | | 東陽小学校校舎長寿命化対策工事 | 八代市 | |
| | | 泉第八小学校校舎長寿命化対策工事 | 八代市 | |
| | | 東陽中学校給水設備改修工事 | 八代市 | |
| | 屋内運動場 | 八竜小学校体育館非構造部材耐震改修工事 | 八代市 | |
| | | 坂本中学校体育館非構造部材耐震改修工事 | 八代市 | |
| | | 東陽中学校体育館非構造部材耐震改修工事 | 八代市 | |
| | | 東陽小学校体育館非構造部材耐震改修工事 | 八代市 | |
| | 屋外運動場 | | | |
| | 水泳プール | | | |
| | へき地集会施設 | | | |
| | 寄 宿 舎 | | | |
| | 教職員住宅 | 泉第八小学校教職員住宅改築工事 | 八代市 | |
| | スクールバス・ ボート | スクールバス整備事業（八竜小） | 八代市 | |
| | | スクールバス整備事業（泉小中） | 八代市 | |
| | | スクールバス運行事業（八竜小、東陽小、泉小中） | 八代市 | |
| | 給食施設 | | | |
| | そ の 他 | 東陽小学校プール改修工事 | 八代市 | |
| | | 坂本中学校グラウンド整備工事 | 八代市 | |
| | | 泉第八小学校グラウンド整備工事 | 八代市 | |
| | | 東陽小学校焼却炉撤去工事 | 八代市 | |
| | | 廃校施設管理事業 | 八代市 | |
| | | 旧河俣小学校焼却炉撤去工事 | 八代市 | |
| | | 旧内の木場分校焼却炉撤去工事 | 八代市 | |

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------------|------------------|------|----|
| | | 旧泉第二小学校焼却炉撤去工事 | 八代市 | |
| | | 旧泉第三小学校焼却炉撤去工事 | 八代市 | |
| | | 旧河俣小学校受電設備改修工事 | 八代市 | |
| | (2) 幼稚園 | | | |
| | (3) 集会施設、体育 施設等 | | | |
| | 公 民 館 | 類似公民館新築等補助事業 | 八代市 | |
| | | 坂本公民館改修事業 | 八代市 | |
| | | 公民館施設維持事業 | 八代市 | |
| | 集会施設 | 社会教育センター整備事業 | 八代市 | |
| | 体育施設 | 坂本中学校夜間照明施設整備事業 | 八代市 | |
| | | 東陽運動公園夜間照明施設整備 | 八代市 | |
| | | 東陽スポーツセンター施設整備事業 | 八代市 | |
| | 図 書 館 | | | |
| | そ の 他 | | | |

第8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域における文化活動は、教育活動はもとより地域づくり活動などと互いに密接に連帯しており、コミュニティ形成とともに生涯学習を進める重要な柱です。地域を住みよく魅力あるものにするためには、多様な文化活動を一層助長し、文化振興を図る必要があります。

一部過疎地域では先人が営んできた生活や文化を今日に伝える歴史的・文化的財産や伝統芸能が大切に守られてきました。東陽町地区は全国に数多くの石橋をかけた肥後種山石工の里として広く知られ、数多くの石橋が残されており、また、五家荘地区は全国的にも平家落人伝説で知られており、古代踊りや神楽等の伝統芸能が傳承されています。

このほかにも、数多くの文化的遺産や郷土芸能が傳承され、指定文化財として保護が図られており、近年では、坂本町地区に傳承される七夕綱が国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されています。しかし、文化財の中には消滅の危機に瀕しているものの調査・整備が進んでいないものもあります。今後これら先人の残した文化遺産を後世に繼承し、整備・活用しながら地域の文化創造に取り組んでいく必要があります。

(2) その対策

芸術・文化団体、サークルの活動など、芸術・文化活動への支援を図り、公民館・歴史資料館など各種文化施設の整備と共同利用を推進します。

また、地域伝統の祭り・行事や民族芸能の復活・繼承のため、後継者育成や記録保存、各種講座などの開催を推進します。文化財についても地域の実情に応じた適正な保護に努めます。

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------|------------------|--------------------|------|----|
| 7 地域文化 の振興等 | (1) 地域文化振興 施設 | | | |
| | 地域文化振興施 設 | | | |
| | その他 | 文化財保護及び伝統芸能後継者育成事業 | 八代市 | |

第9 集落の整備

(1) 現況と問題点

人口の都市部への流出・集中化に伴い、一部過疎地域では、青年層の流出による高齢世帯、独り暮らし世帯の増加などと相まって、社会情勢の変化により集落としての機能が低下や空き家の増加が見られ、医療、福祉、教育等の基礎的な公共サービスの確保も困難な地域があります。

しかし、住民の多くはそれぞれの集落の近辺に生産基盤の田、畑、山林等を有しており、古くから集落内住民で共有する山林、祭祀堂等の財産を持ち、伝統的風習行事などの自治活動も営まれていることから、集落に対する愛着が強く現段階における集落の再編成は困難な状態です。

(2) その対策

各地域の自然的・地理的条件を活かした体験型のプログラムの開発や特産品の加工開発・販売促進などによる地域の活性化を図るため、コミュニティビジネス等の支援を行うとともに住民と行政の協働により活力ある地域づくりを推進します。

また、一部過疎地域における集落機能の維持と定住対策を推進するため、集落における生活機能の維持・確保や一人世帯への見守り体制の強化、既存施設や空き家の有効活用を図りながら、地域内の世代間交流や地域間交流を促進し、集落再編の検討を進めます。

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------|------|------|----|
| 8 集落の整備 | 過疎地域集落再編整備 | | | |

第 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

近年、地方分権の進展により、地方の自立が唱えられ、これまで以上に地方の責任と役割が求められており、多様化・複雑化する社会問題や地域課題の解決のため、市民と行政の協働によるまちづくりが、ますます重要となっています。

このような流れの中で、分権社会における「より良い地域社会の実現」には、まちづくりの主体である、住民と行政がそれぞれ自己責任と役割を認識して、相互に補完し、協力しあう、協働のまちづくりが強く求められています。

(2) その対策

地方分権への的確な対応を図りながら、住民ニーズに応えうる魅力と活力ある地域づくりを進めていくために、積極的な情報提供と適切な情報公開を推進し、市民と行政、また市民相互の情報の共有化に努めるとともに、住民が主体となって自らの地域課題を解決していくための方策として、住民自治組織やまちづくりを支える団体へのサポート体制の充実を図っていきます。

計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------------|--------------|--------------|------|----|
| 9 その他地域の自立促進に際し必要な事項 | | コミュニティセンター整備 | 八代市 | |